

第2章

富谷市のこどもの貧困の現状

1 こどもの貧困の定義

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

また、こどもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した令和3年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%、「こども貧困率（17歳以下）」で11.5%となり、特に、「こどもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%に比べて非常に高い水準にあります。

【参考】 こどもの貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							旧基準	新基準	
こどもの貧困率 (%)	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
相対的貧困率 (%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもがいる現役世帯 (%)	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人 (%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上 (%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線 (万円)	137	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

(注1) 大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

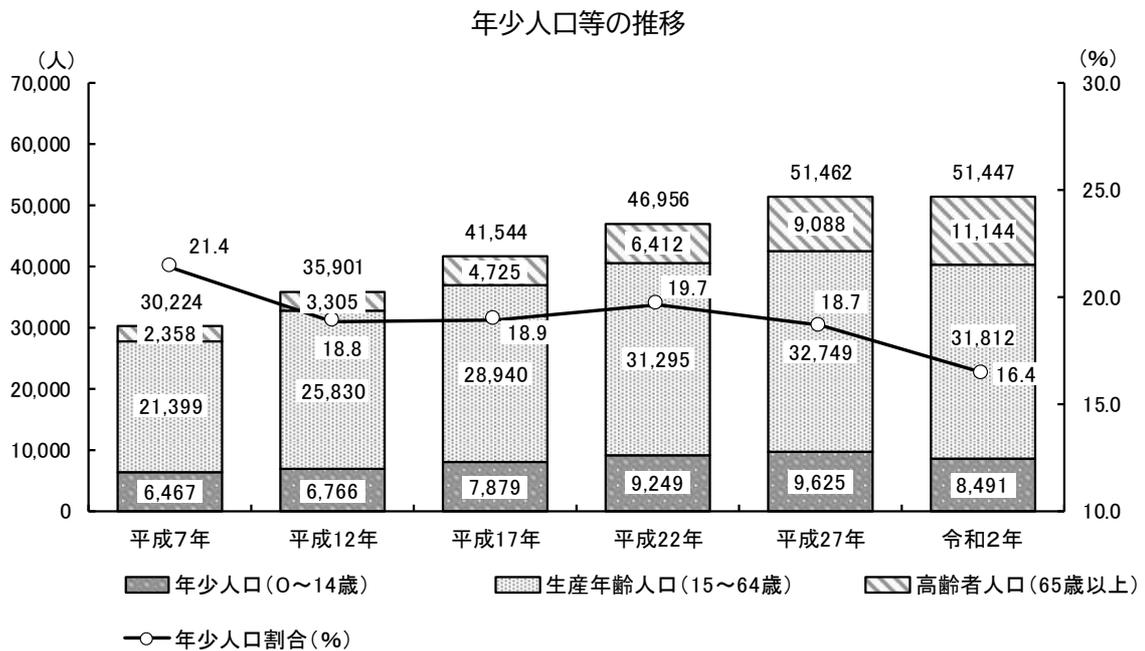
(注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

2 年少人口等の推移

(1) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口は、年少人口と高齢者人口は増加しており、年少人口は平成7年から令和2年にかけて2,024人増加しています。

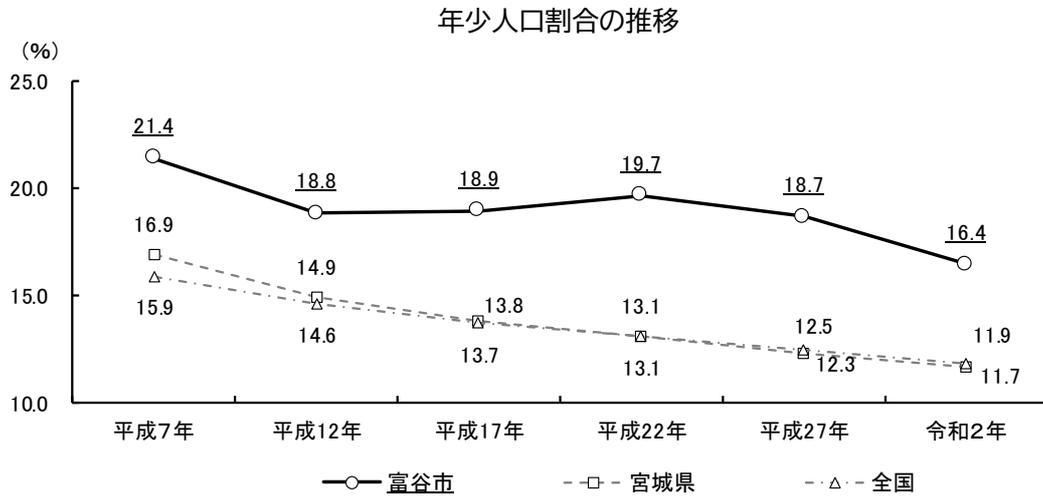
しかし、年少人口の割合をみると、平成7年から平成12年に減少して2割未満となり、また、平成22年以降減少を続けています。



出典：国勢調査（平成7～令和2年、各年10月1日現在）
 ※グラフ上部の数字は、総人口は（年齢不詳含む）を表している

(2) 年少人口割合の推移

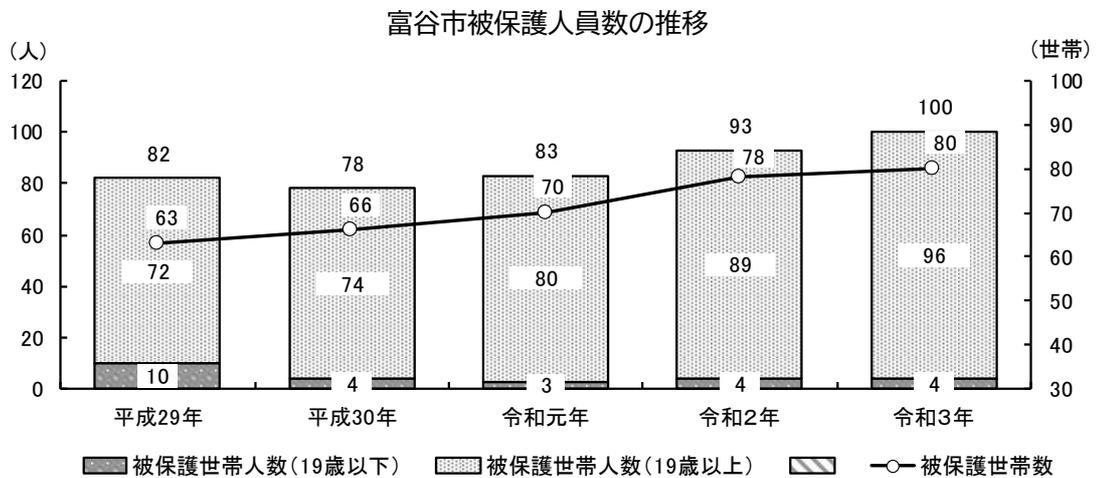
年少人口割合を宮城県、全国と比較すると、宮城県、全国よりも高い水準で推移しているものの、令和2年では宮城県や国との差が小さくなっています。



3 生活保護世帯数の推移

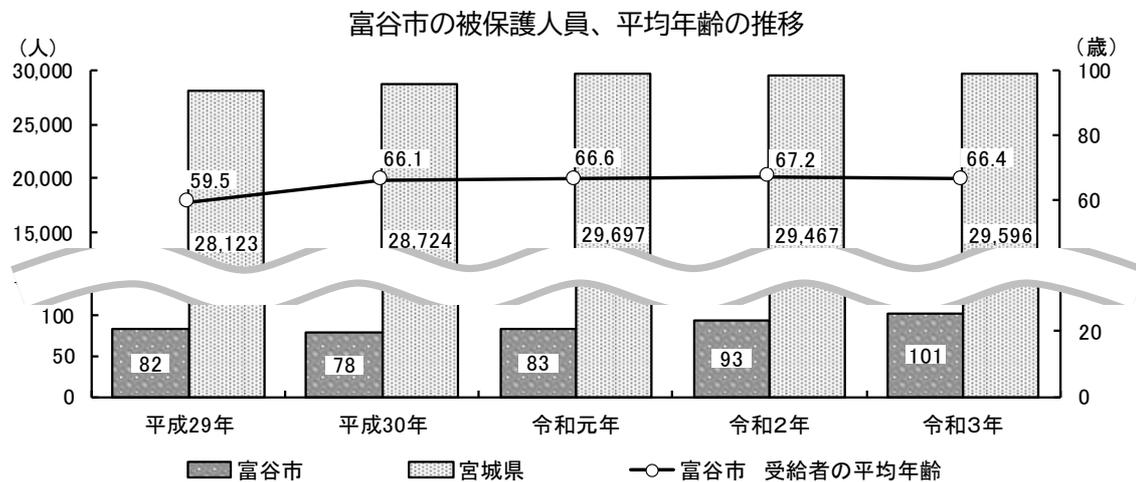
(1) 富谷市被保護人員数の推移

本市の生活保護世帯人数は平成30年以降、増加傾向にあり、平成30年から令和3年で22人増えています。また、生活保護世帯も増加傾向にあり、平成29年から令和3年で17世帯増加しています。



(2) 富谷市の被保護人員、平均年齢の推移

本市の被保護人員の平均年齢をみると、平成30年以降は60歳代後半となっており、ほぼ横ばいで推移しています。



出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

富谷市被保護人員数の推移（19歳以下）

単位：%

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
19歳以下の人数	10	4	3	4	4
前年比（倍）	-	0.4	0.8	1.3	1.0

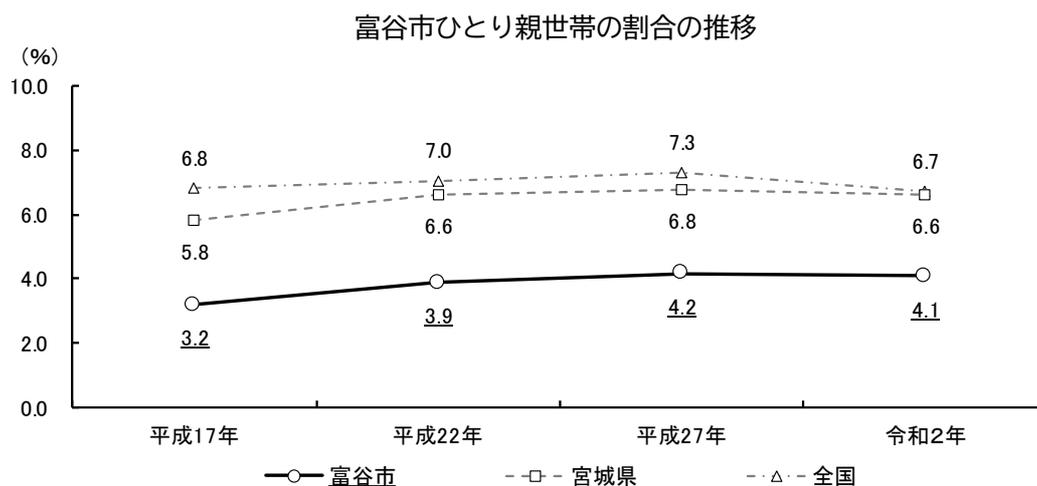
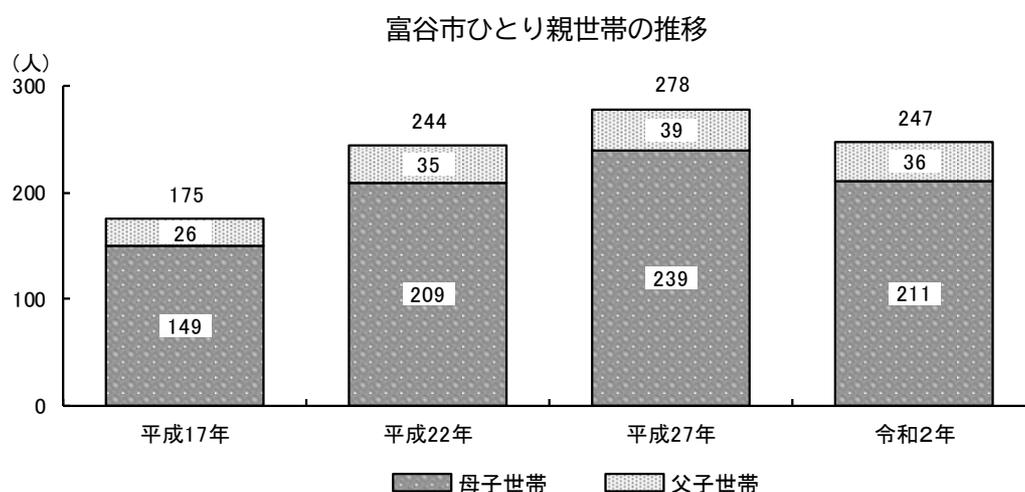
出典：被保護者調査（各年7月31日現在）

4 ひとり親世帯の状況

(1) 富谷市ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。また、ひとり親の増減には母子家庭の世帯数が影響しており、父子家庭の世帯数には大きな増減はみられません。

また、ひとり親世帯の占める割合については、宮城県・全国よりも低い水準で推移しています。



(2) ひとり親世帯に対する各種支援

① 就業支援

本市のひとり親世帯に対する就業支援については、各制度とも0～3人程度の利用となっています。

就業支援の利用者数

単位：人

項目	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
ひとり親家庭自立支援教育訓練 給付金事業	1	0	2	0	0	0
ひとり親家庭高等職業訓練促進 給付金等事業 (高等職業訓練促進給付金)	0	3	3	1	3	2
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 (高等職業訓練修了支援給付金)	0	0	2	1	1	1

出典：富谷市 子育て支援課

② 経済支援

本市のひとり親世帯に対する経済支援については、各制度の件数、貸付に大きな増減はみられず、横ばいの状態が続いています。

経済支援の利用者数

単位：人

項目	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
児童扶養手当支給（件）		294	276	289	288	290
母子・父子家庭 医療助成支払い 件数（件）	入院	29	23	12	10	22
	入院外	1,894	1,725	1,606	1,708	1,845
	合計	1,923	1,748	1,618	1,718	1,858
母子家庭等福祉対策資金 貸付（千円）	30	60	90	60	60	30

出典：富谷市 子育て支援課

5 就学援助の状況の推移

(1) 要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数および就学援助受給率の推移

本市の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数をみると、300人台で推移しています。また、就学援助受給率は、5%前後で推移しており、宮城県の就学援助受給率に比べ低くなっています。

要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数および就学援助受給率の推移

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
全児童生徒数 (①)	6,269 人	6,180 人	6,096 人	5,972 人	5,864 人
準要保護児童生徒数 (②)	301 人	313 人	313 人	336 人	332 人
要保護児童生徒数 (③)	10 人	6 人	2 人	1 人	2 人
合計 (④：②+③)	311 人	319 人	315 人	337 人	334 人
就学援助受給率 (④/①*100)	5.0%	5.2%	5.2%	5.6%	5.7%
宮城県就学援助受給率	10.7	10.6	10.5	10.8	—

出典：富谷市 学校教育課

6 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの状況

(1) スクールソーシャルワーカーの配置状況と支援状況

本市のスクールソーシャルワーカーの配置人数は、平成28人以降、2人の配置体制が継続されています。また、支援件数は、令和2年まで急速に増加し、平成28年から令和2年の間で12倍となっていますが、令和3年では減少しています。

スクールソーシャルワーカーの配置状況と相談件数

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
配置人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
支援件数	8件	27件	49件	82件	97件	67件

出典：富谷市 学校教育課

(2) スクールカウンセラーの配置状況と相談状況

① 配置状況

スクールカウンセラーは、平成29年以降、市内の学校に13人配置されており、小学校の配置学校数が8校、中学校の配置学校数が5校となっています。

スクールカウンセラーの配置状況

項目		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
配置人数		13人	13人	13人	13人	13人
配置学校数	小学校（市立）	8校	8校	8校	8校	8校
	中学校（市立）	5校	5校	5校	5校	5校

出典：富谷市 学校教育課

② 相談状況

スクールカウンセラーへの相談人数、相談件数は、令和2年から令和3年にかけて増加しており、相談人数が2,000人超、相談件数も2,000件超となっています。

スクールカウンセラーの相談状況

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
相談人数	1,486人	1,994人	1,713人	1,662人	2,048人
相談件数	1,348件	1,743件	1,562件	1,591件	2,018件

出典：富谷市 学校教育課

7 貧困率の状況

(1) 相対的・子ども・現役世帯の貧困率

国民生活基礎調査での貧困率をみると、相対的貧困率は1割台で推移しており、子どもの貧困率も同様に推移しており、令和3年の調査では11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯の貧困率をみると、全体では1割台で推移しているものの、大人が一人の世帯では貧困率が高く、令和3年には貧困率が低くなったとはいえ、貧困率は44.5%となっています。

貧困率の状況（全国）

単位：%

項目		平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	令和 3年
相対的貧困率		14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率		13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	11.5
子どもがいる 現役世帯	全体	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	10.6
	大人が一人	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	44.5
	大人が二人以上	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	8.6

出典：国民生活基礎調査

(2) 富谷市の貧困率

本市の貧困率は、「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づき算出するものとします。本調査では、市内在住の小学5年生及び中学2年生の保護者と子どもの本人に調査していることから、相対的貧困率と、子どもの貧困率は、同様の値を示すものとします。国と同様に、本市も大人が一人の世帯の貧困率が高く、40.0%となっています。

貧困率の状況（富谷市）

項目		貧困率
相対的貧困率		7.6%
子どもの貧困率		7.6%
子どもがいる 現役世帯	全体	7.6%
	大人が一人	40.0%
	大人が二人以上	5.9%

出典：子どもの生活に関する実態調査

8 「子どもの生活に関する実態調査」の結果より見た現状

(1) 本調査における相対的貧困世帯について

本調査における等価可処分所得の中央値の2分の1の値(187.6万円)を基準とし、基準以下の世帯年収の世帯を「相対的貧困世帯」と定義し、所得の段階に応じて3段階に区分し「中央値以上」「中央値の2分の1以上中央値未満」「中央値の2分の1未満(生活困窮層)」としています。

① 国の調査との比較

国の調査結果と比較すると、本調査における等価可処分所得の中央値の2分の1の値は国より60万円高く、対象者に占める割合は7.6%と国の11.5%に対し、低くなっています。

【国の調査との比較】

	本調査結果	国
中央値の2分の1の値	187.6万円	127万円
対象者に占める割合	7.6%	11.5%

② 中学校区別の相対的貧困世帯

中学校区別の状況をみると、中央値の2分の1未満(生活困窮層)の層の割合は最も低い成田中学校区で3.3%であるのに対し、最も高い富谷中学校区で14.2%とその差は10ポイント以上あり、学校区ごとに生活の状況が異なることが考えられます。

【中学校区別の状況】

中学校区	中央値の2分の1未満(生活困窮層)	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値以上
富谷中学校区	14.2%	61.9%	23.9%
富谷第二中学校区	6.6%	44.7%	48.6%
東向陽台中学校区	7.2%	33.5%	59.4%
日吉台中学校区	10.2%	52.1%	37.7%
成田中学校区	3.3%	37.3%	59.3%

※本調査結果の187.6万円を基準に算出

※以下、アンケート結果の所得区分における「中央値の2分の1未満(生活困窮層)」に該当する回答者を、便宜的に「生活困窮層」と設定しています。

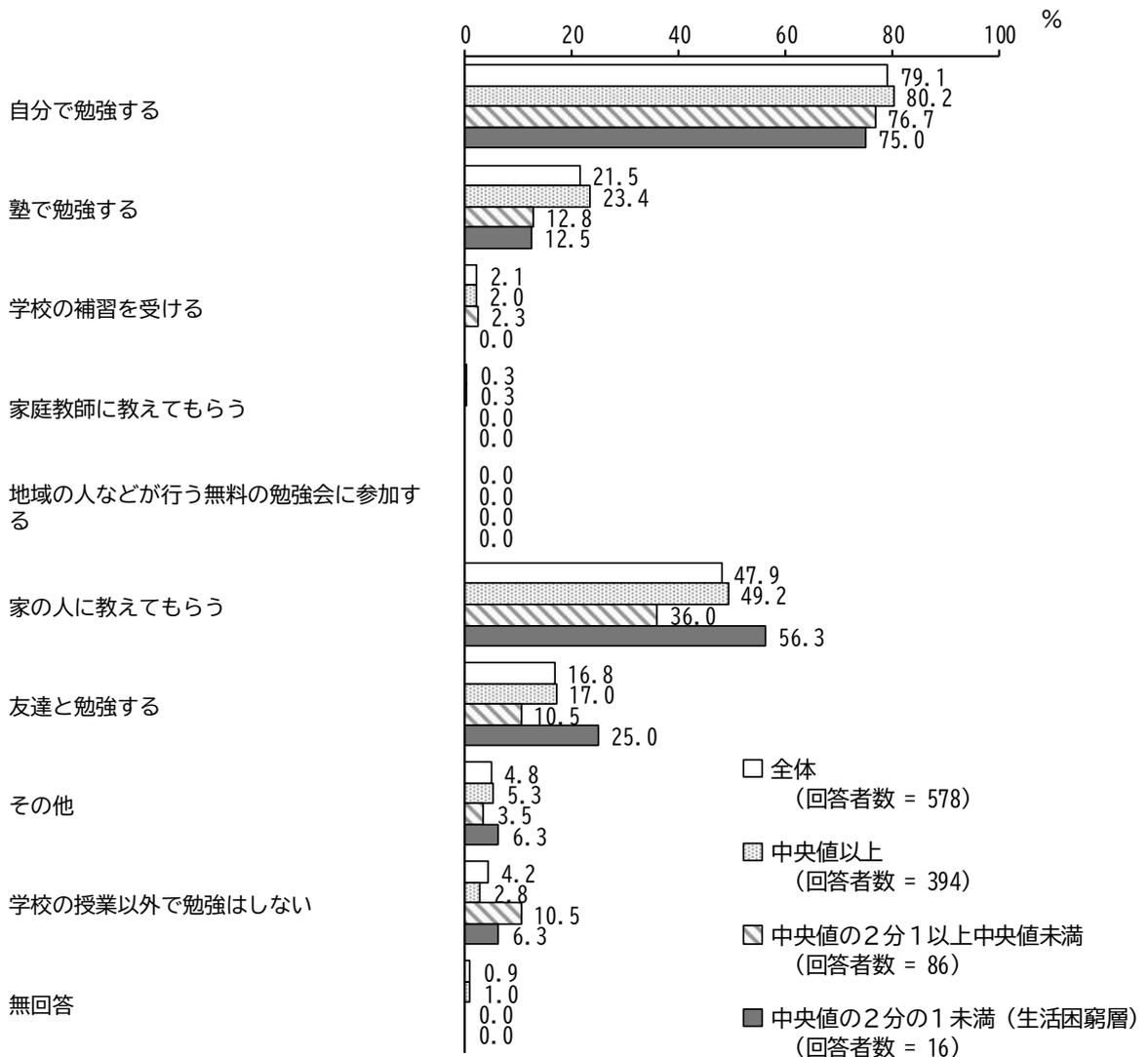
(2) 調査結果

① 教育の支援

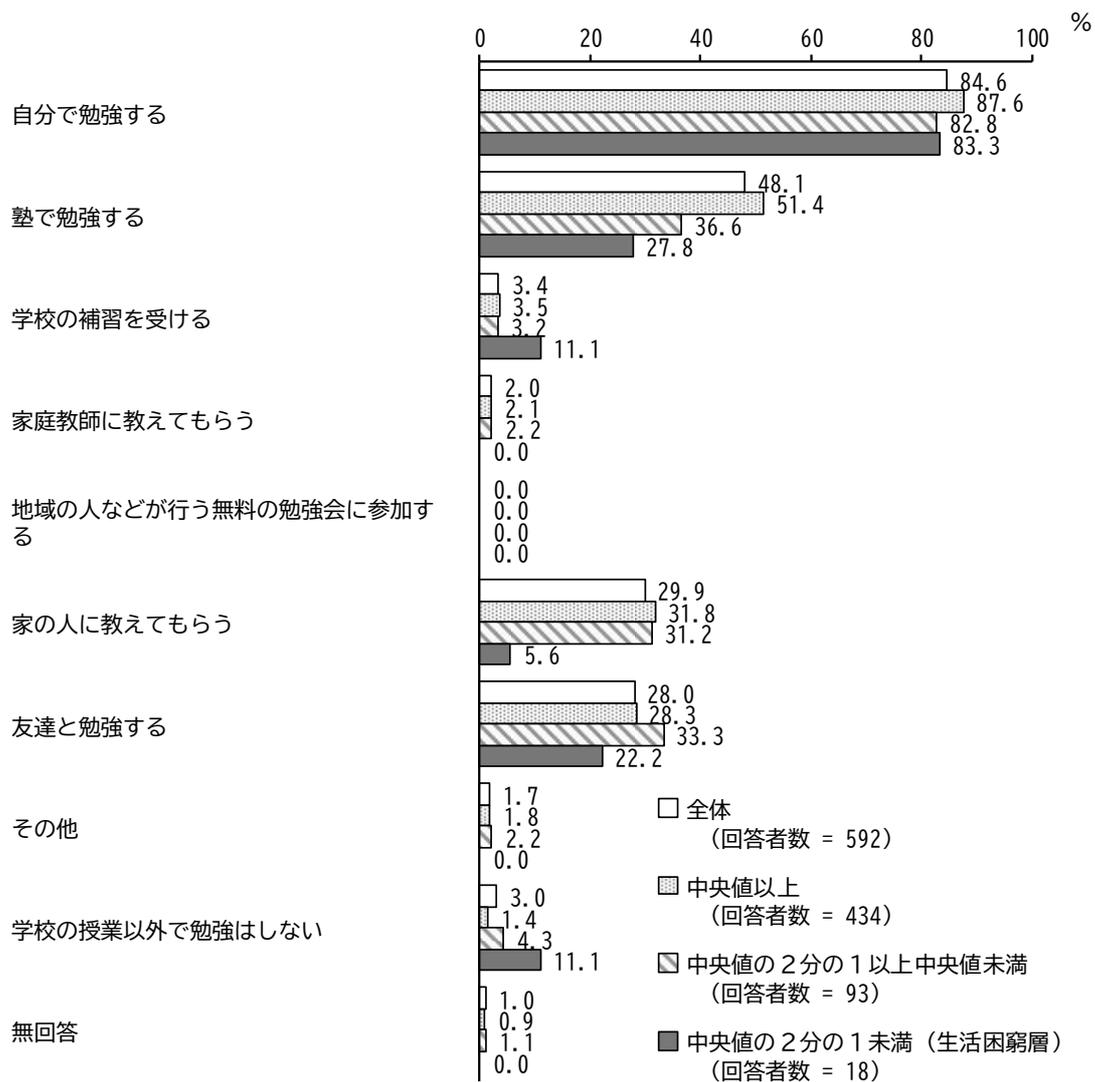
[小学生・中学生本人からの回答より]

学校の授業以外での勉強について、「塾で勉強する」の割合が生活困窮層の小学生で12.5%（全体平均21.5%）、生活困窮層の中学生で27.8%（全体平均48.1%）となっており、いずれも全体平均からは大きく離れた割合となっています。また、生活困窮層の中学生の場合は、学校の授業以外に休日どの程度勉強しているかについて「まったくしない」の割合が16.7%となっており、全体平均の10.5%よりも高い値となっています。

Q ふだん学校の授業以外でどのように勉強をしているか（小学生、問2 中学生、問2）
【小学生】



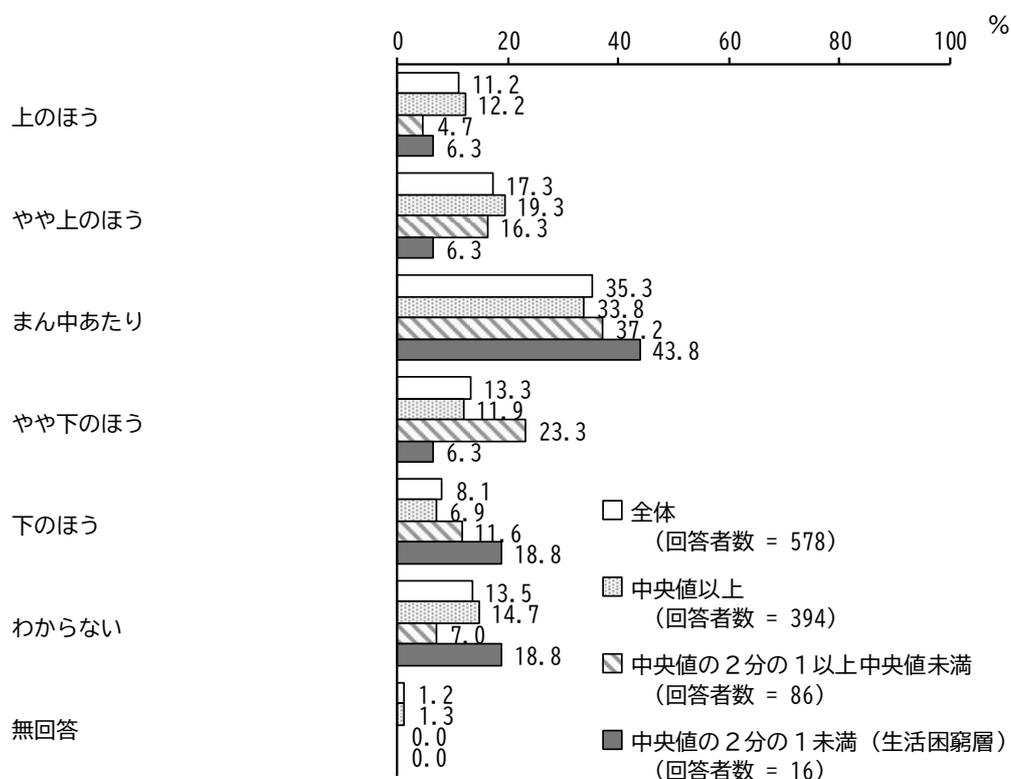
【中学生】



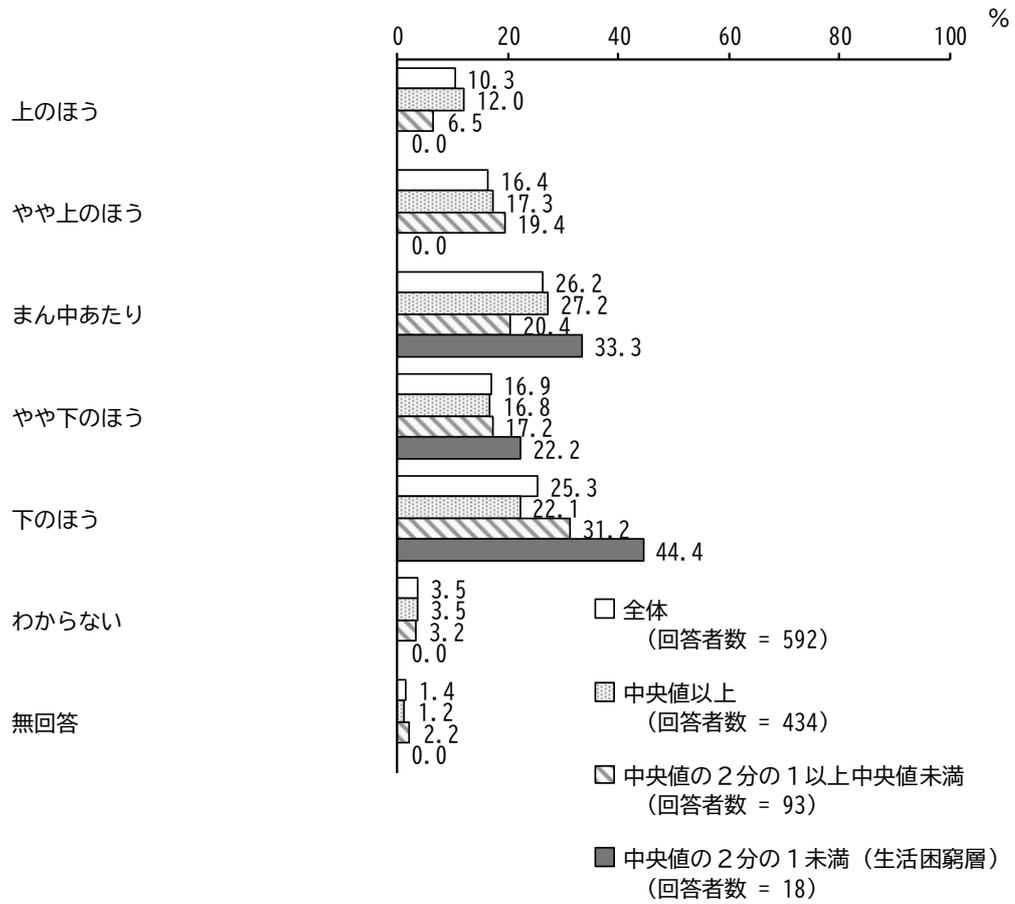
学校での勉強について、勉強の理解度（学校の授業がわからないことがありますか）への回答には所得別の大きな差はみられなかったものの、クラスでの成績については生活困窮層の小学生・中学生いずれにおいても「下のほう」と答えた方が全体平均よりも多くなっています。小学生の全体平均8.1%に対して生活困窮層の小学生では18.8%、中学生の全体平均25.3%に対して生活困窮層の中学生では44.4%となっています。

Q 成績はクラスの中でどのくらいか（小学生、問4 中学生、問4）

【小学生】



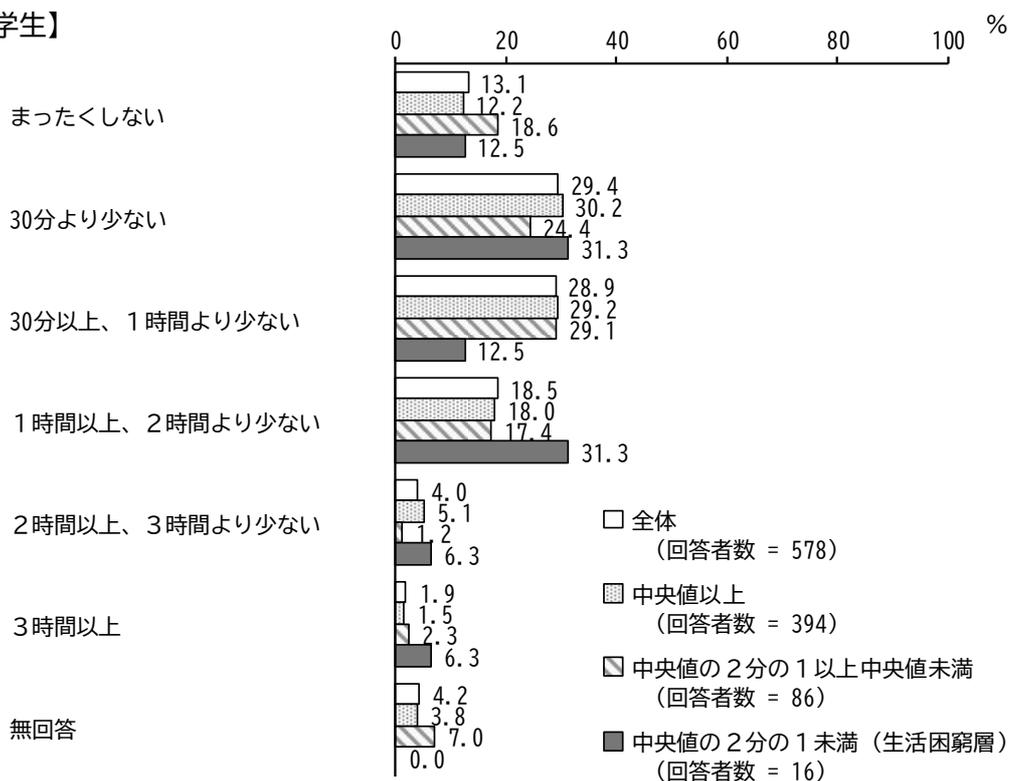
【中学生】



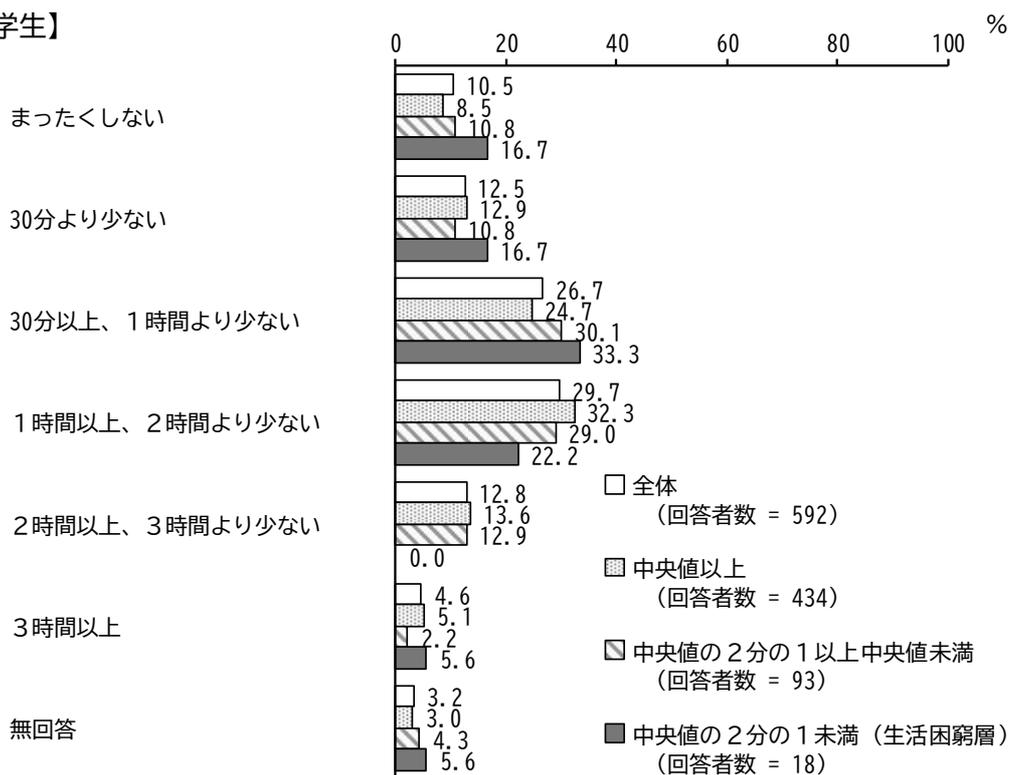
学校がない日（土・日曜日・祝日）の学習時間について、生活困窮層の中学生で「まったくしない」「30分以上、1時間より少ない」の割合が、全体平均よりも高くなっています。

Q ふだん学校の授業以外に1日あたり平均してどれくらいの時間勉強するか
（学校がない日）（小学生、問3 中学生、問3）

【小学生】



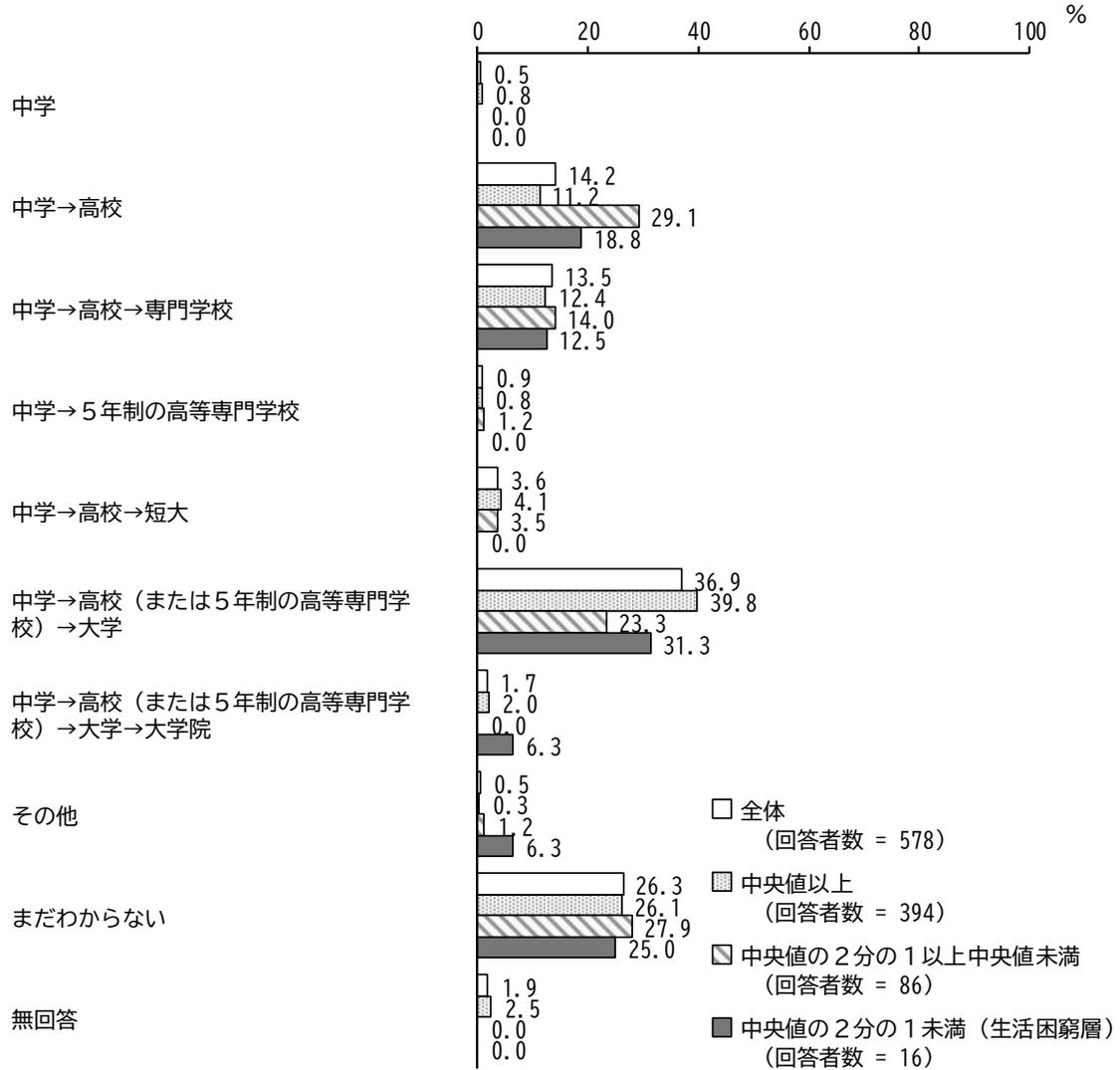
【中学生】



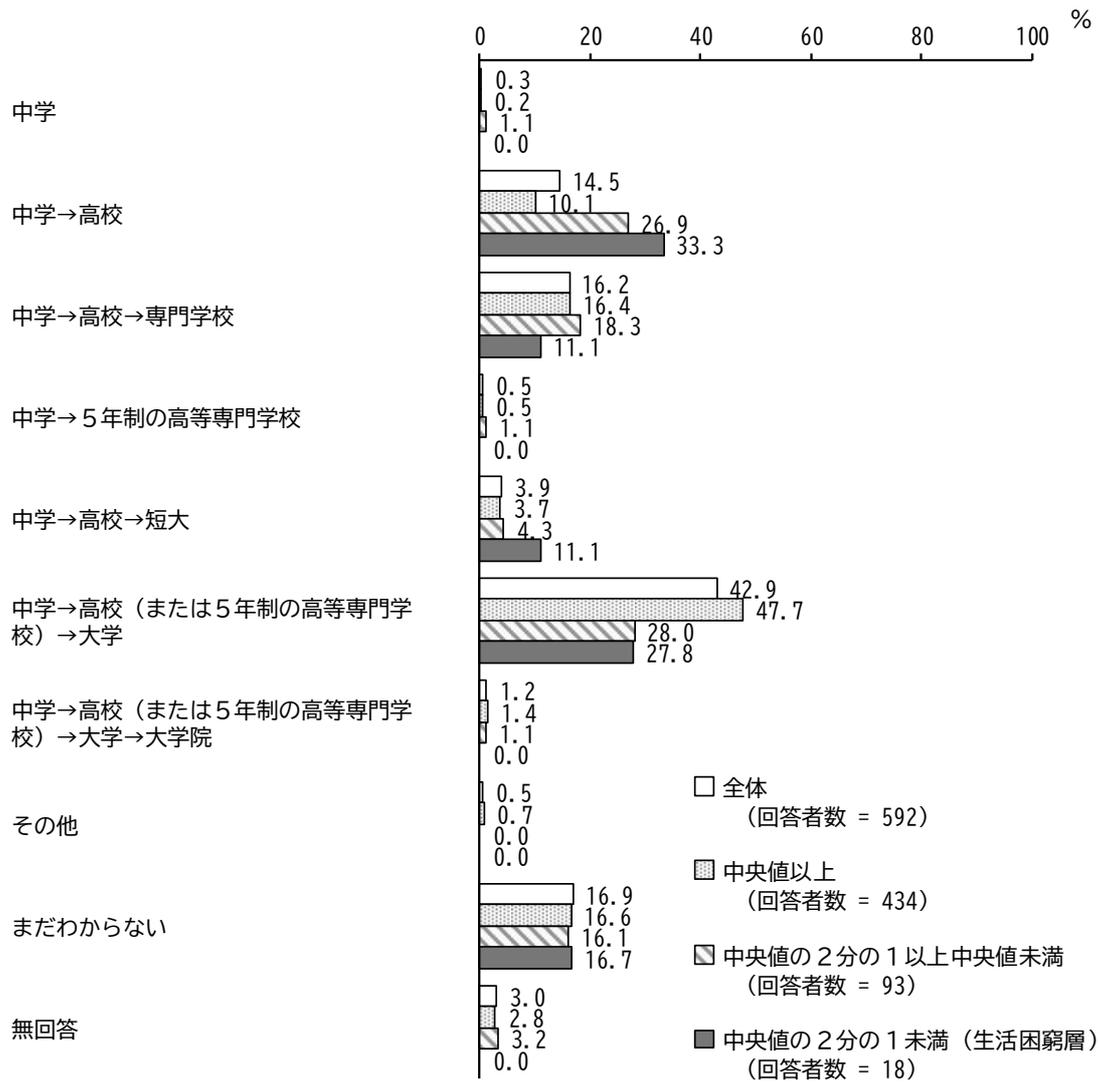
希望する進学先について、生活困窮層の小学生・中学生いずれにおいても「中学→高校」（大学・専門学校への進学は希望しない）の割合が、全体平均よりも高くなっています。小学生の全体平均14.2%に対して生活困窮層の小学生では18.8%、中学生の全体平均14.5%に対して生活困窮層の中学生では33.3%となっています。

Q 将来、どの学校に進学したいか（小学生、問7 中学生、問7）

【小学生】



【中学生】

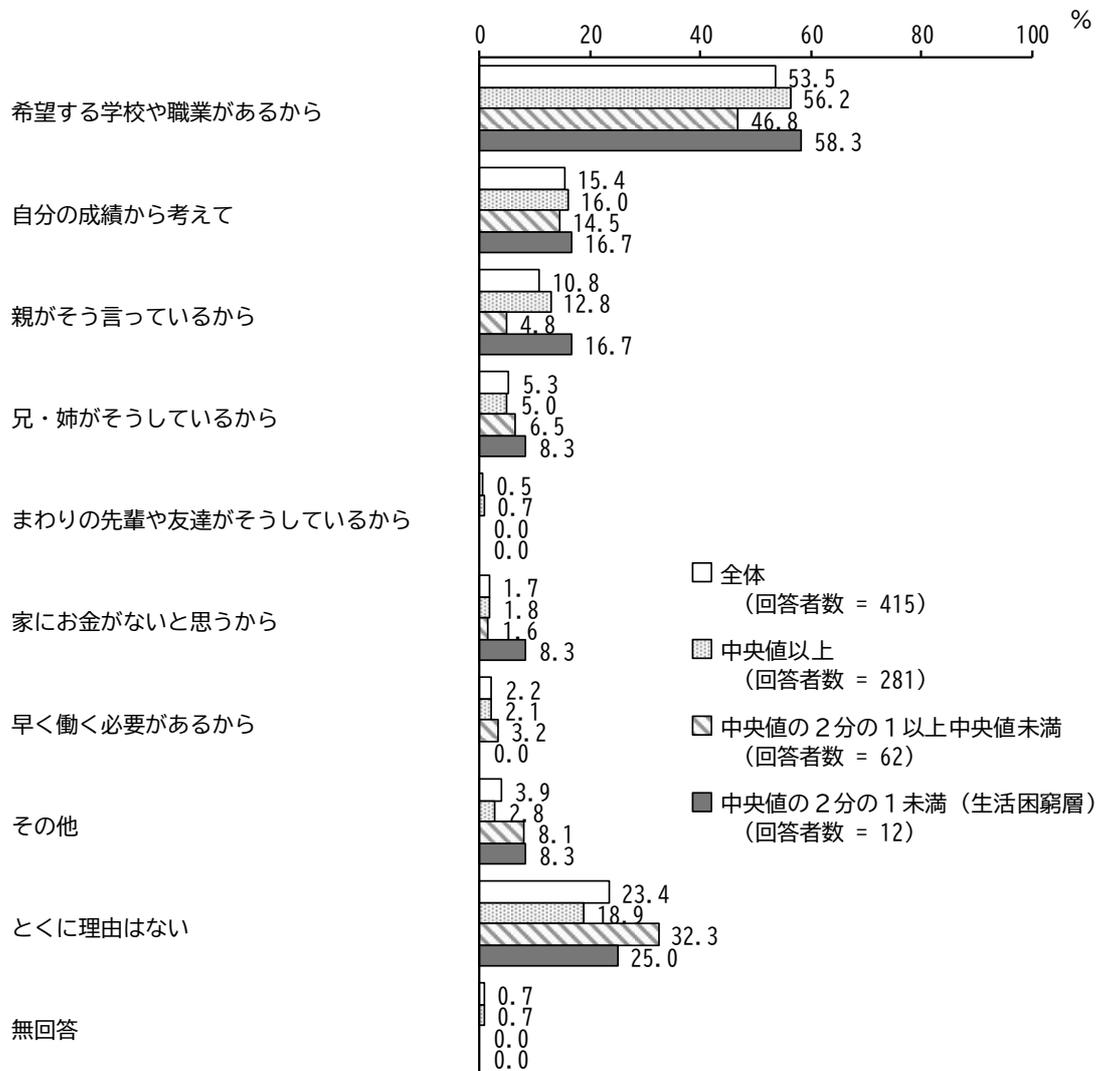


希望する進学先を選択した理由について、小学生・中学生いずれの層においても「希望する学校や職業があるから」が最も高い割合となっています。しかし、生活困窮層の中学生では40.0%と全体平均に比べてその割合が低くなっています。

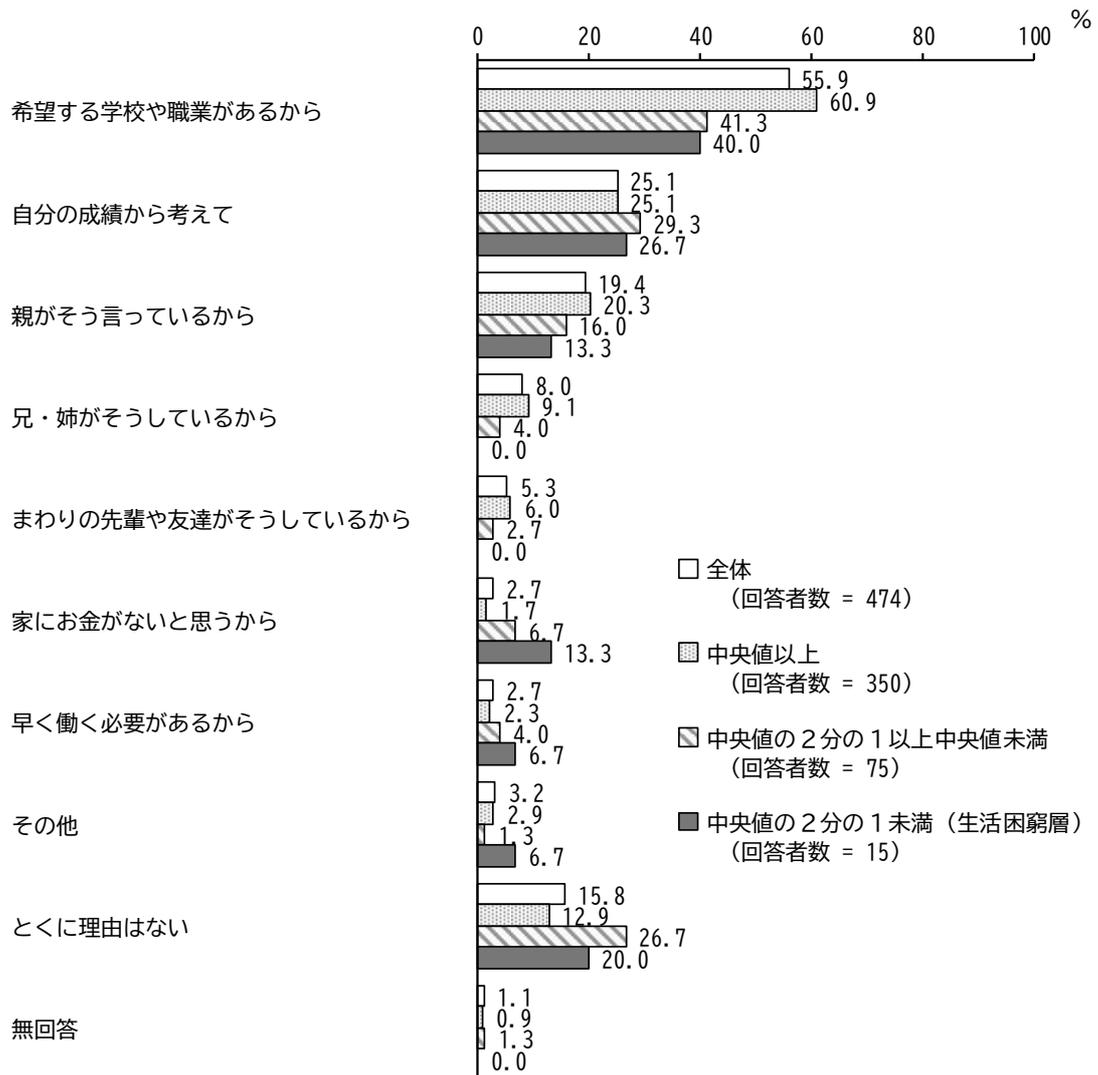
また、生活貧困層の小学生では、「自分の成績から考えて」「親がそう言っているから」に続き、「家にお金がないと思うから」については8.3%、生活貧困層の中学生では「自分の成績から考えて」に続き、「親がそう言っているから」「家にお金がないと思うから」については13.3%と、いずれにおいても全体平均を上回る割合となっています（小学生の全体平均1.7%、中学生の全体平均2.7%）。

Q 将来、どの学校に進学したいかの理由（小学生、問8 中学生、問8）

【小学生】



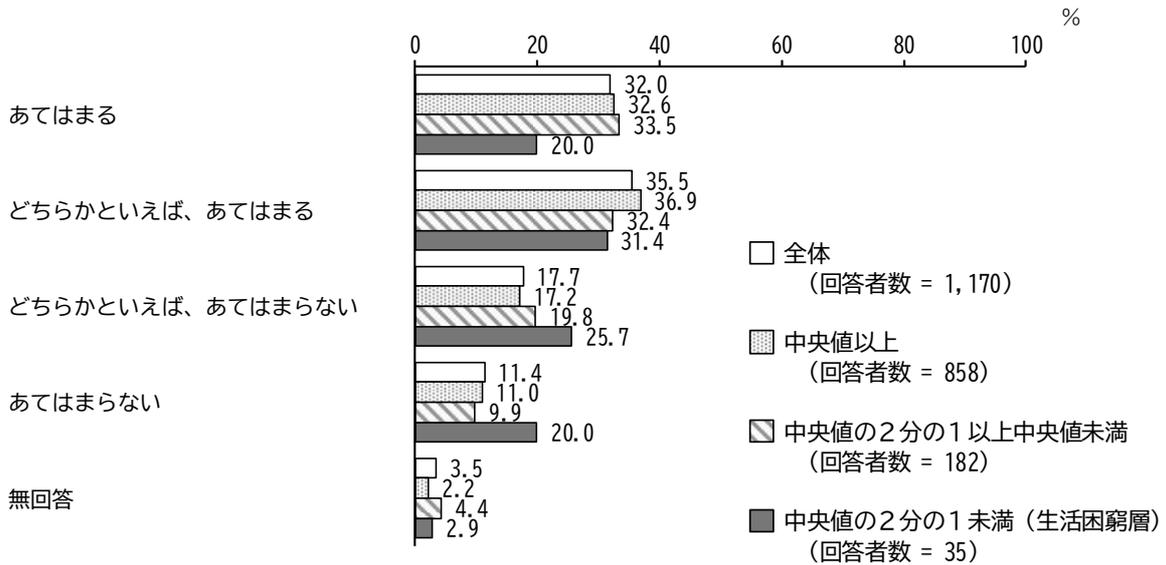
【中学生】



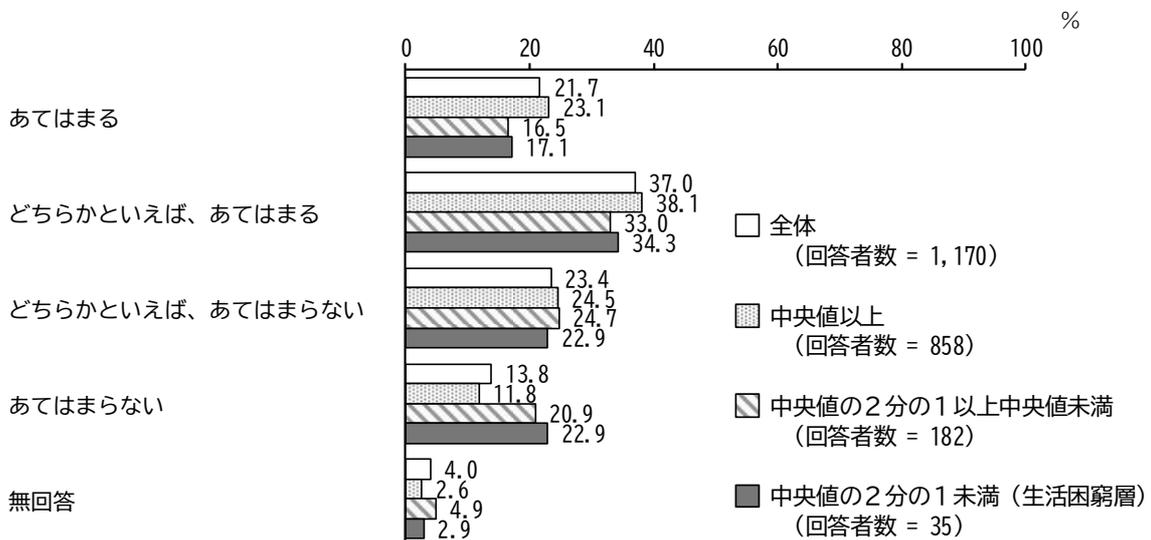
〔保護者からの回答より〕

テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているかについて、生活困窮層では、「どちらかといえばあてはまらない」の31.4%が一番多く、次いで「どちらかといえばあてはまる」が25.7%、3番目に多いのが「あてはまらない」が20.0%だと回答しています。「あてはまらない」について生活困窮層は全体平均の11.4%よりも高い割合となっています。その他、お子さんに本や新聞を読むように勧めているかについて、及びお子さんから勉強や成績のことについて話をしてくれるかについても同様に、生活困窮層の「あてはまらない」の割合は全体平均よりも高くなっています。

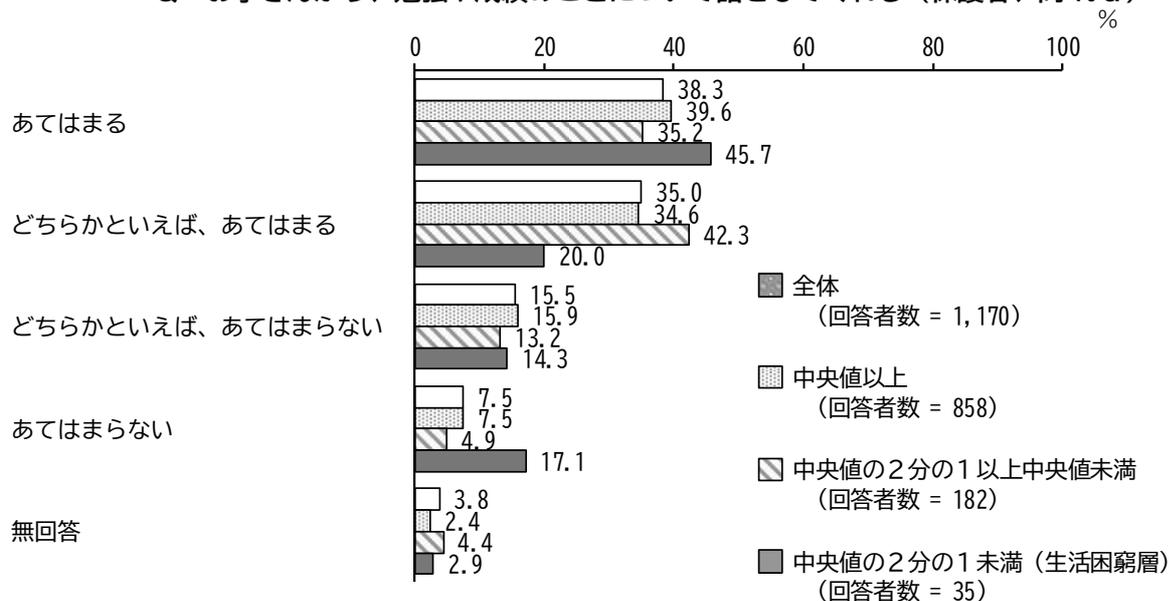
Q テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている（保護者、問 16 a）



Q お子さんに本や新聞を読むように勧めている（保護者、問 16 b）

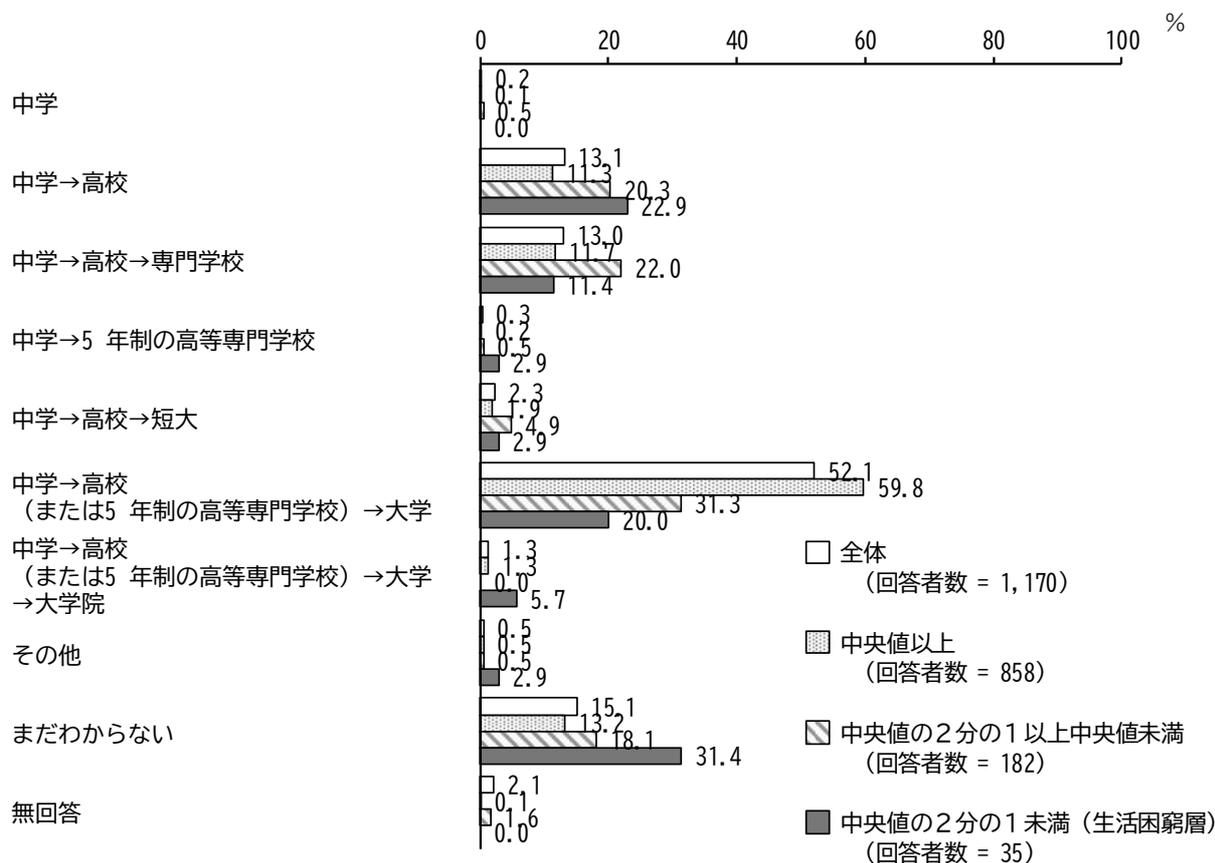


Q お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる（保護者、問16d）



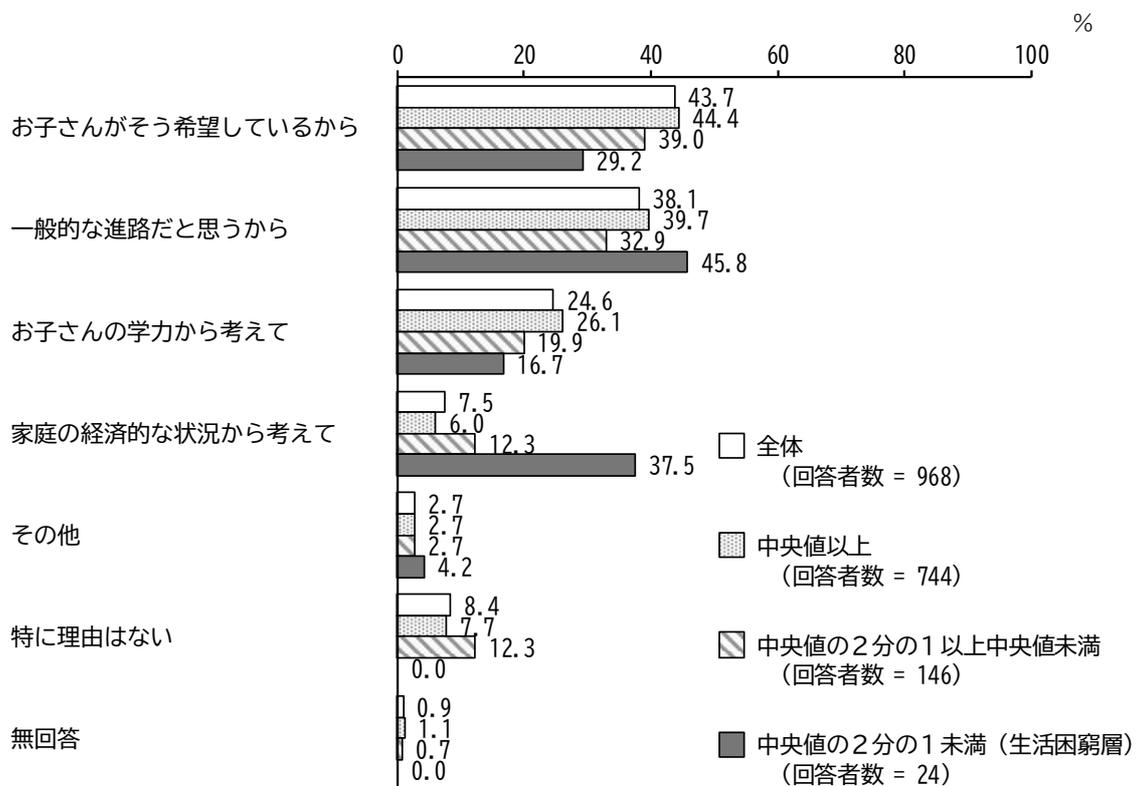
お子さんの現実的な進学先について、全体平均では大学までの進学を思っているという回答が52.1%を占めていますが、「中学→高校」（大学・専門学校への進学は希望しない）の割合は生活困窮層ほど高く（全体平均が13.1%に対して生活困窮層で22.9%）、「中学→高校（または5年生の専門学校）→大学」の割合は高所得者ほど高くなっています。

Q 現実的に見てどの学校に進学すると思うか（保護者、問18）



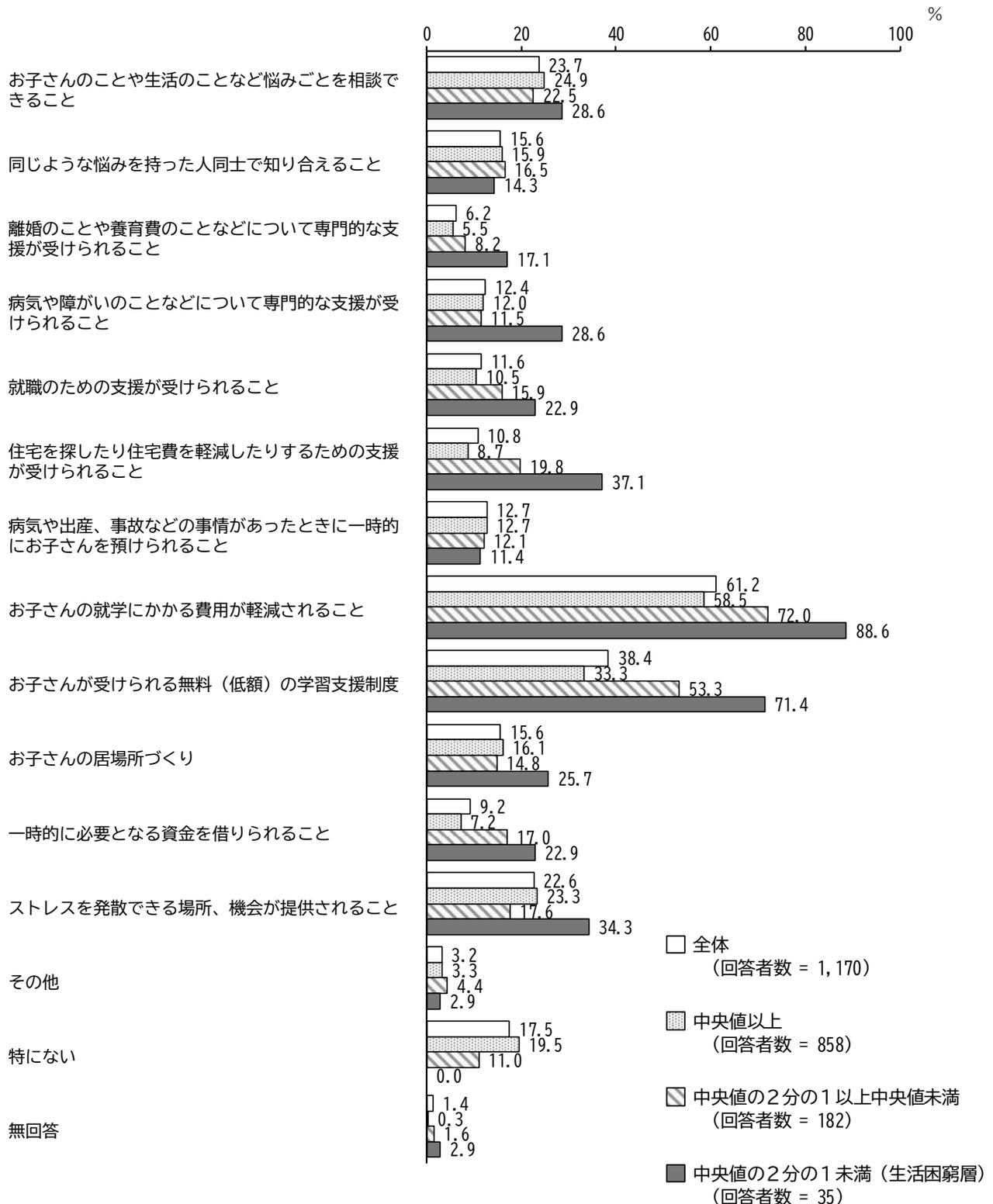
お子さんの現実的な進学先を選択した理由について、全体平均では「お子さんがそう希望しているから」が43.7%と一番多い結果でした。所得が高くなるにつれ「お子さんがそう希望しているから」「お子さんの学力から考えて」の割合が高いのですが、生活困窮層では、「一般的な進路だと思うから」に次いで「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が37.5%となっており、「お子さんがそう希望しているから」が29.2%と全体の回答より14.5ポイント低く回答しています。

Q 現実的に見てどの学校に進学すると思うかの理由（保護者、問 19）



現在必要としていることで重要だと思う支援について、「お子さんの就学に係る費用が軽減されること」と回答した割合は所得に関わらず一番多く、全体平均が61.2%で生活困窮層の割合が88.6%となっています。次いで「お子さんが受けられる無料（低額）の学習支援制度」との回答が多くみられます。

Q 現在必要としていることで、重要だと思う支援等（保護者、問 33）



② 切れ目のない生活の安定に資する支援

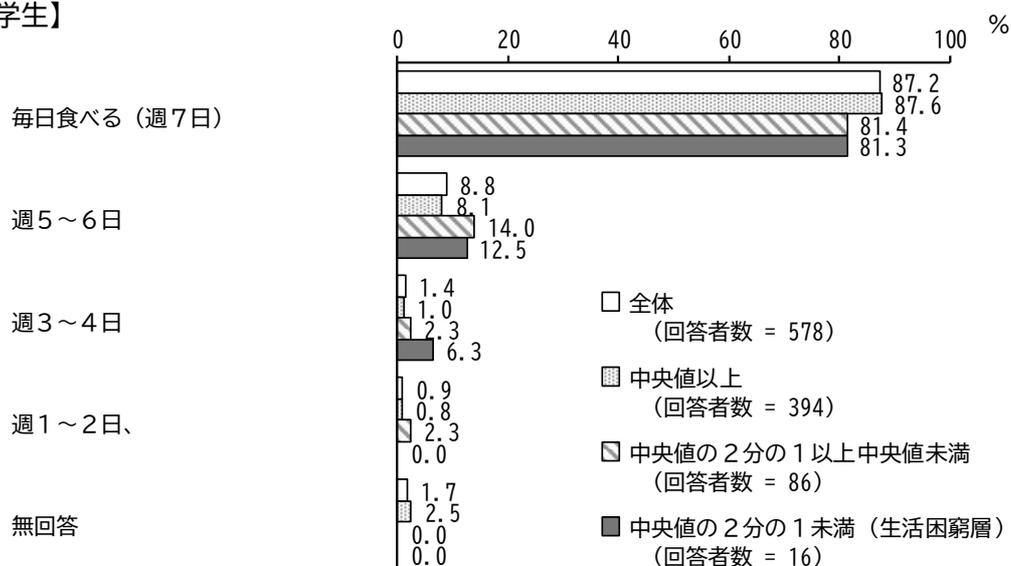
〔小学生・中学生本人からの回答より〕

小学生における朝食の回数（1週間あたり）について、8割以上が毎日食べていると回答していますが、生活困窮層ほど朝食を食べない日数が多くなる傾向にあります。中学生については、全体平均では80.6%が毎日食べると回答しているのに対し、生活貧困層は50.0%と欠食している状況が見られます。同様の傾向は、夏休みや冬休みなどの期間の昼食の回数（1週間あたり）にもみられます。

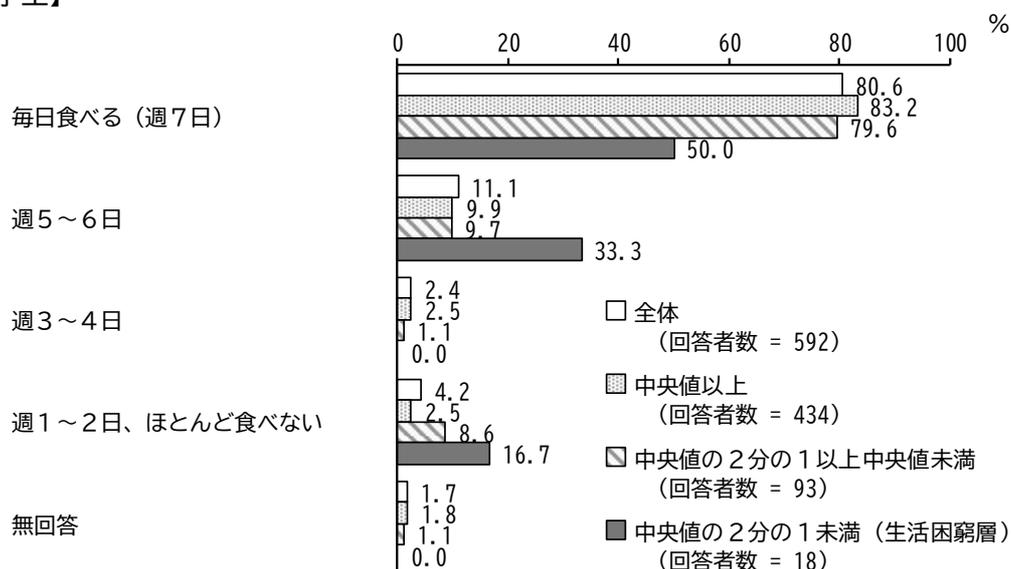
また、夏休みの間（日中）で過ごした場所について、生活困窮層ほど自分の家で過ごす割合が高くなる傾向にあります。

Q 週にどのくらい、食事をしているか（朝食）（小学生、問13a 中学生、問13a）

【小学生】

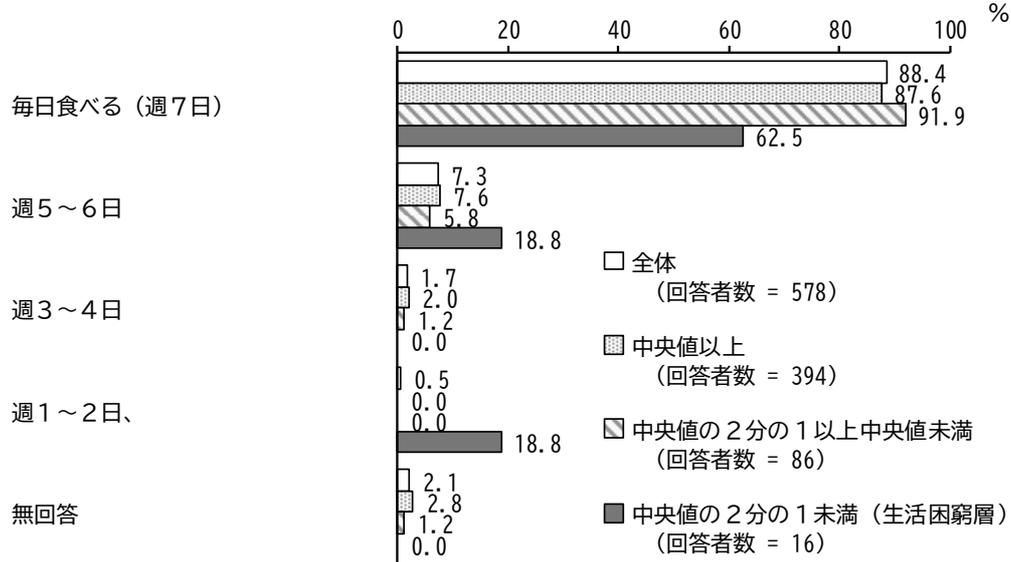


【中学生】

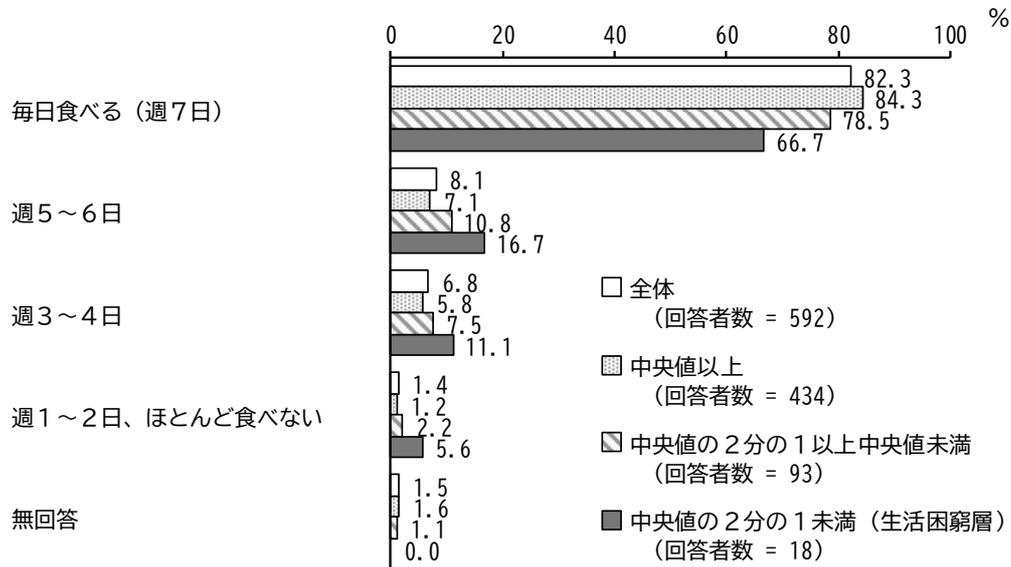


Q 週にどのくらい、食事をしているか（夏休みや冬休みなどの期間の昼食）
 （小学生、問 13c 中学生、問 13c）

【小学生】



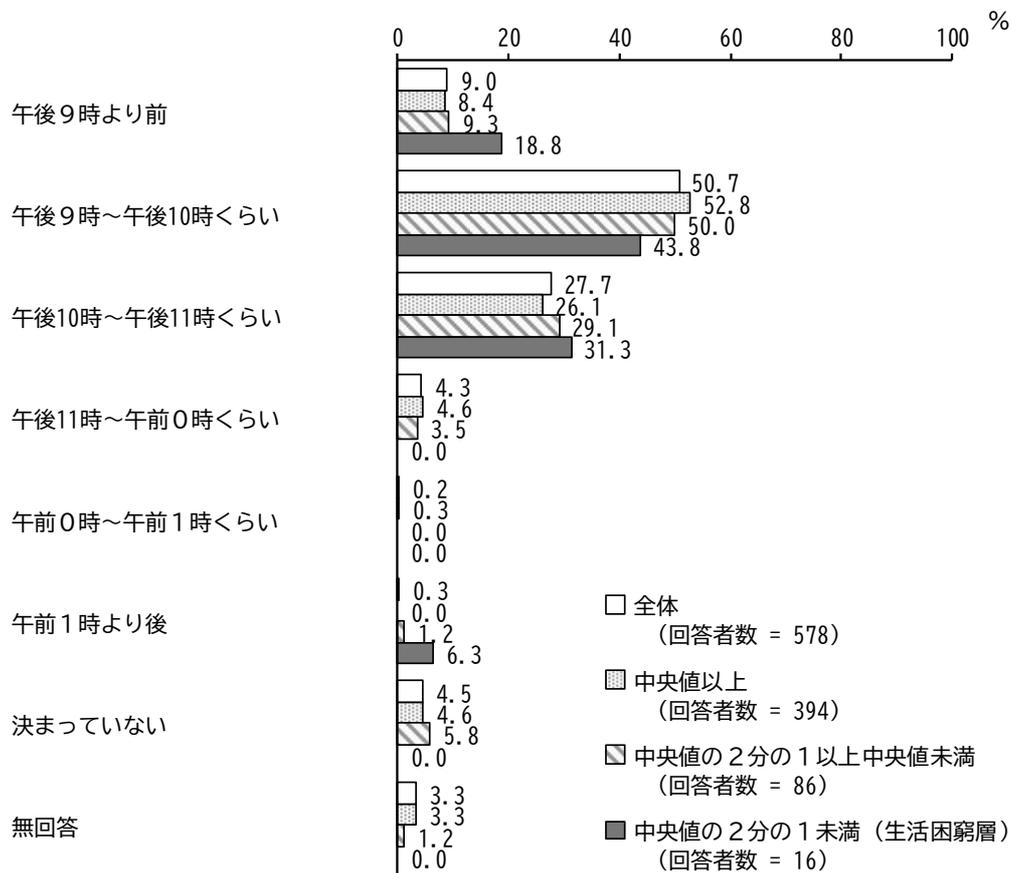
【中学生】



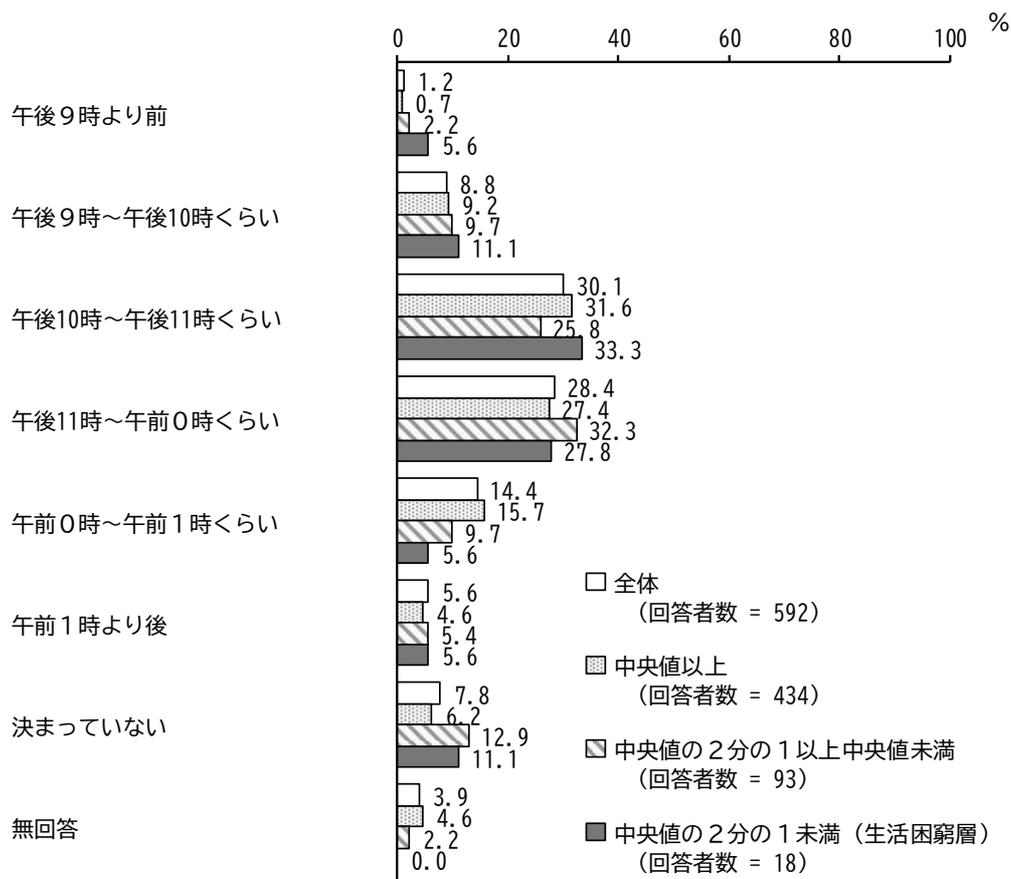
就寝時間・起床時間についてみると、小学生では全体平均で50.7%が「午後9時～午後10時くらい」に就寝し、全体平均で64.0%が「午前6時～午前7時くらい」に起床しており、所得による差はほとんどみられません。中学生では全体平均で30.1%が「午後10時～午後11時くらい」に就寝し、全体平均で58.8%が「午前6時～午前7時くらい」に起床しています。生活困窮層については、小学生・中学生いずれにおいても、就寝時間が「午後9時より前」と回答した方が全体平均に比べて多くなっています（小学生18.8%、中学生5.6%）。

Q ふだん(月曜日～金曜日)、何時に寝ているか (小学生、問15 中学生、問15)

【小学生】

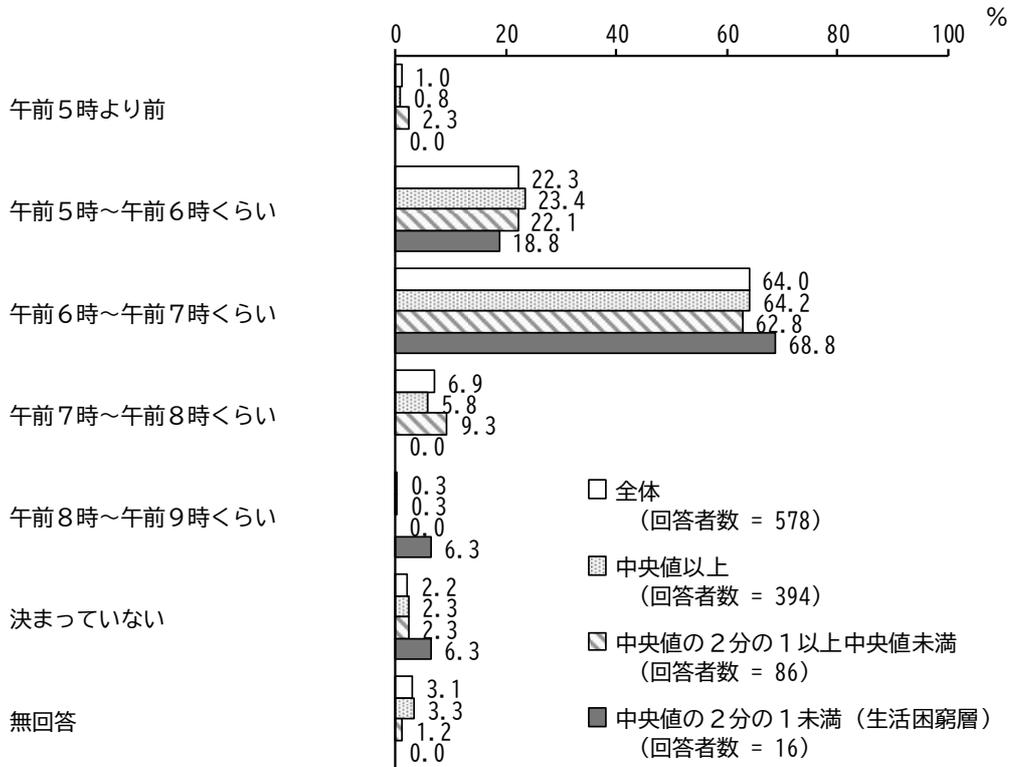


【中学生】

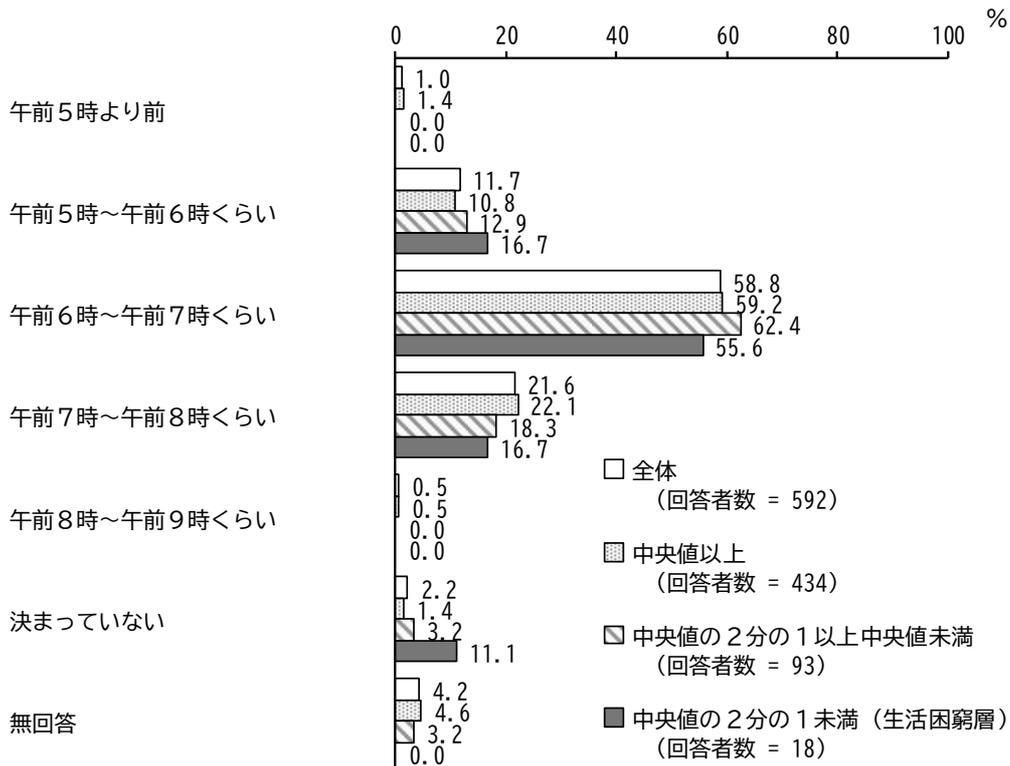


Q ふだん(月曜日～金曜日)、何時に起きているか (小学生、問 16 中学生、問 16)

【小学生】



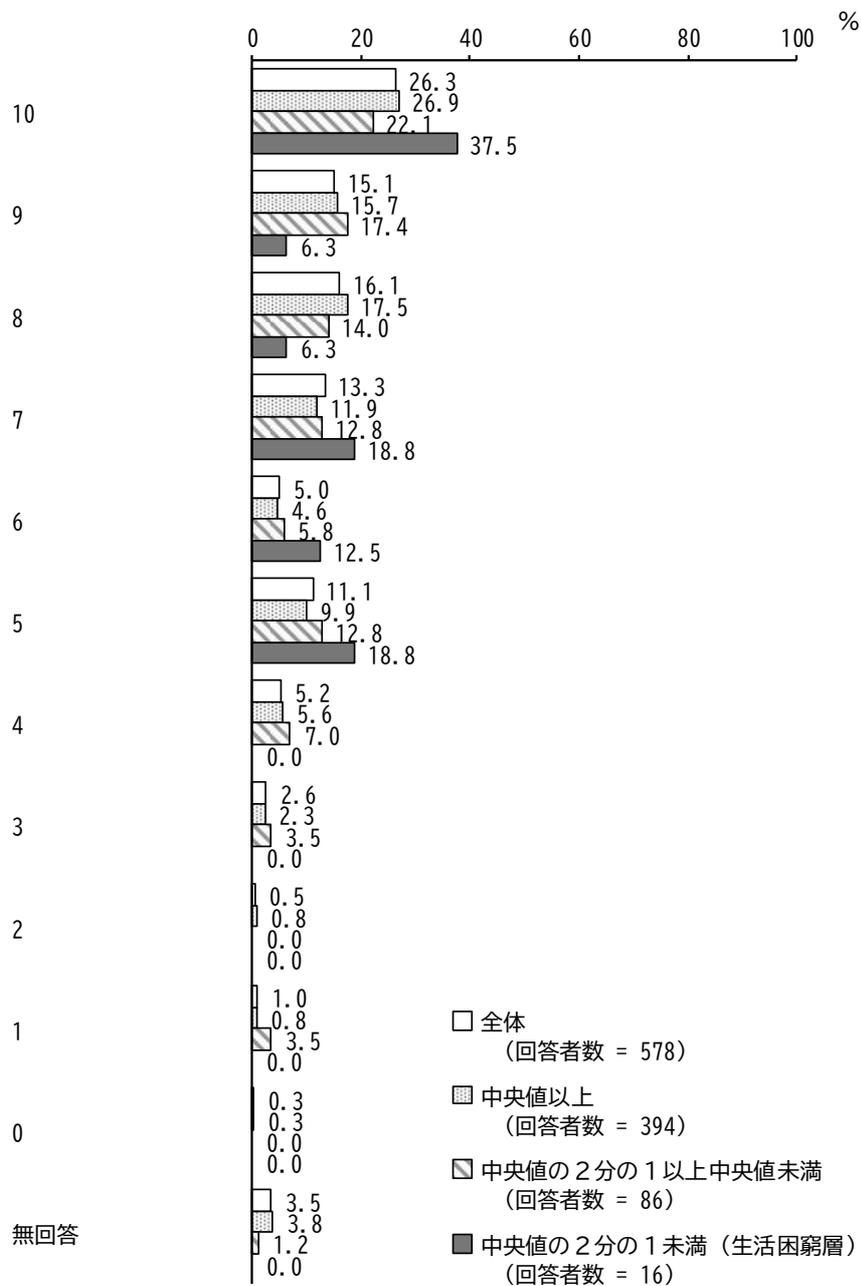
【中学生】



生活への満足度（10段階）についてみると、全体平均として小学生の「10」が26.3%、中学生の「8」が18.9%と比較的高い満足度を示していますが、生活困窮層の小学生では「10」が一番多く37.5%、生活貧困層の中学生においては「5」「7」の割合が22.2%と一番多くなっています。

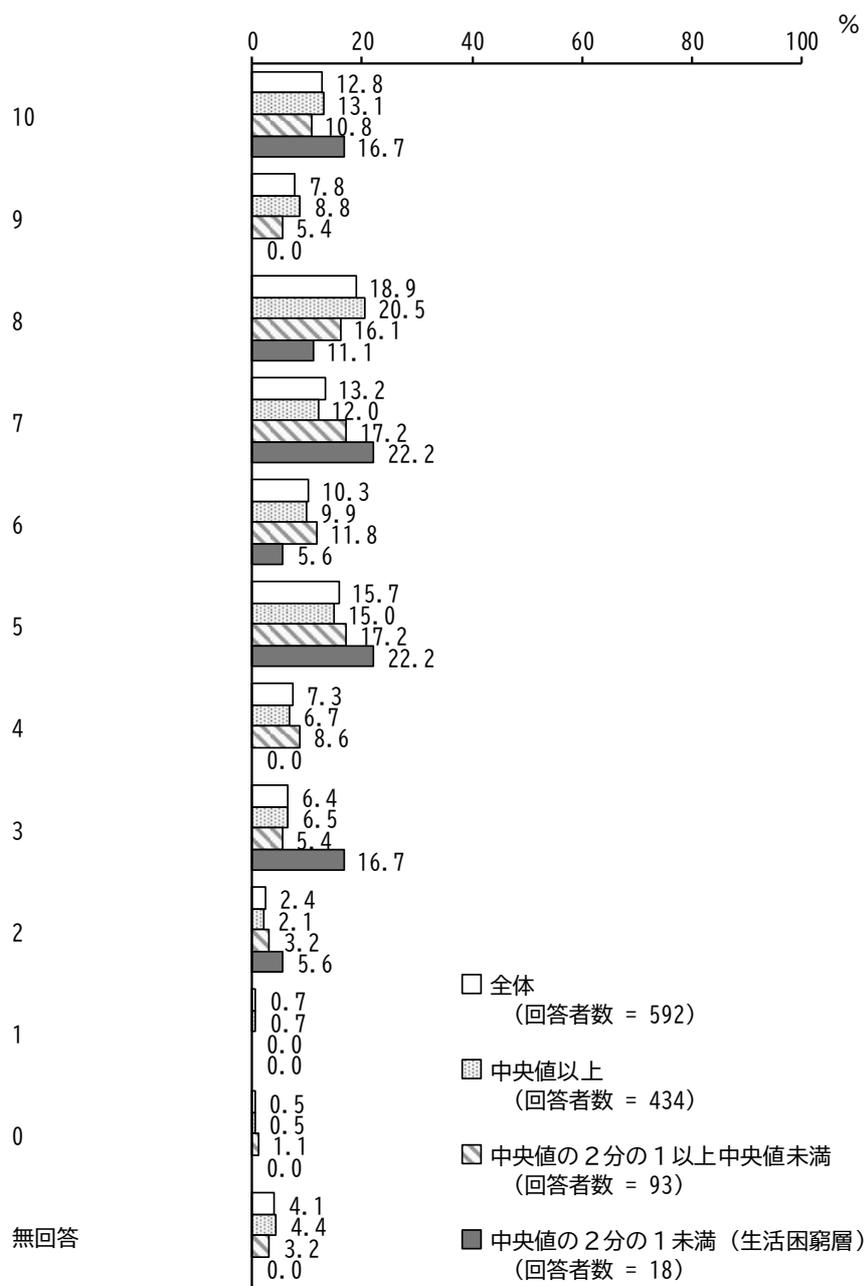
Q あなたは最近の生活に、どのくらい満足しているか（小学生、問19 中学生、問19）

【小学生】



※数字が大きくなるほど「満足度」は高くなります。

【中学生】



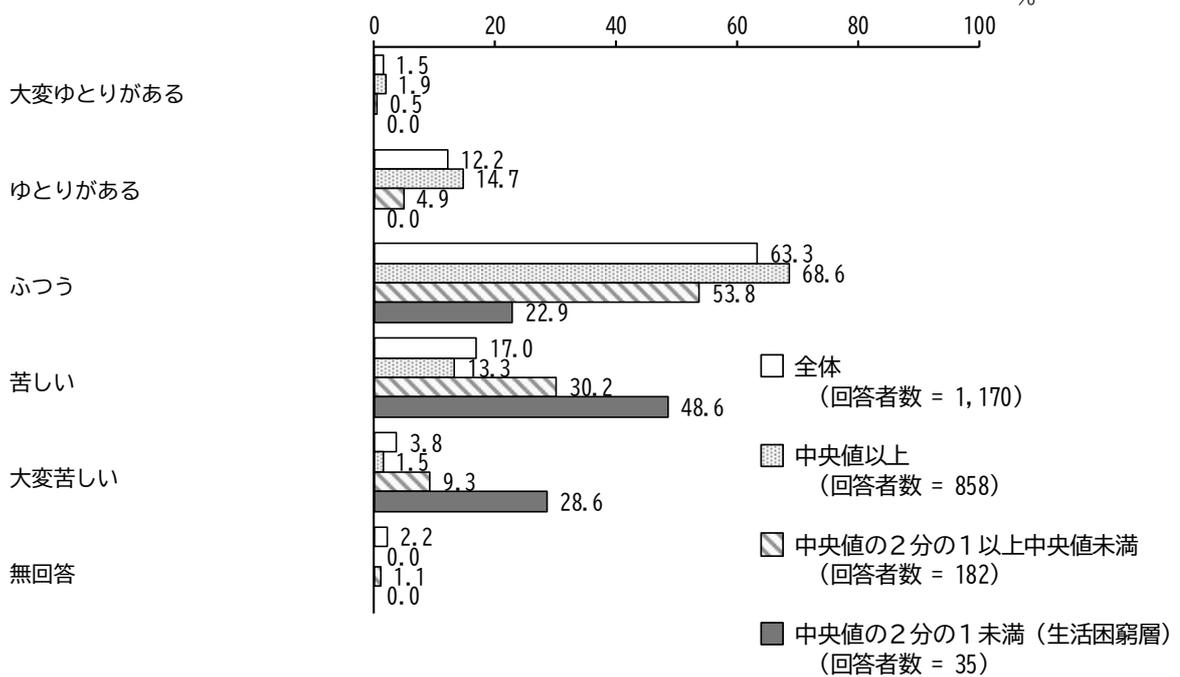
※数字が大きくなるほど「満足度」は高くなります。

〔保護者からの回答より〕

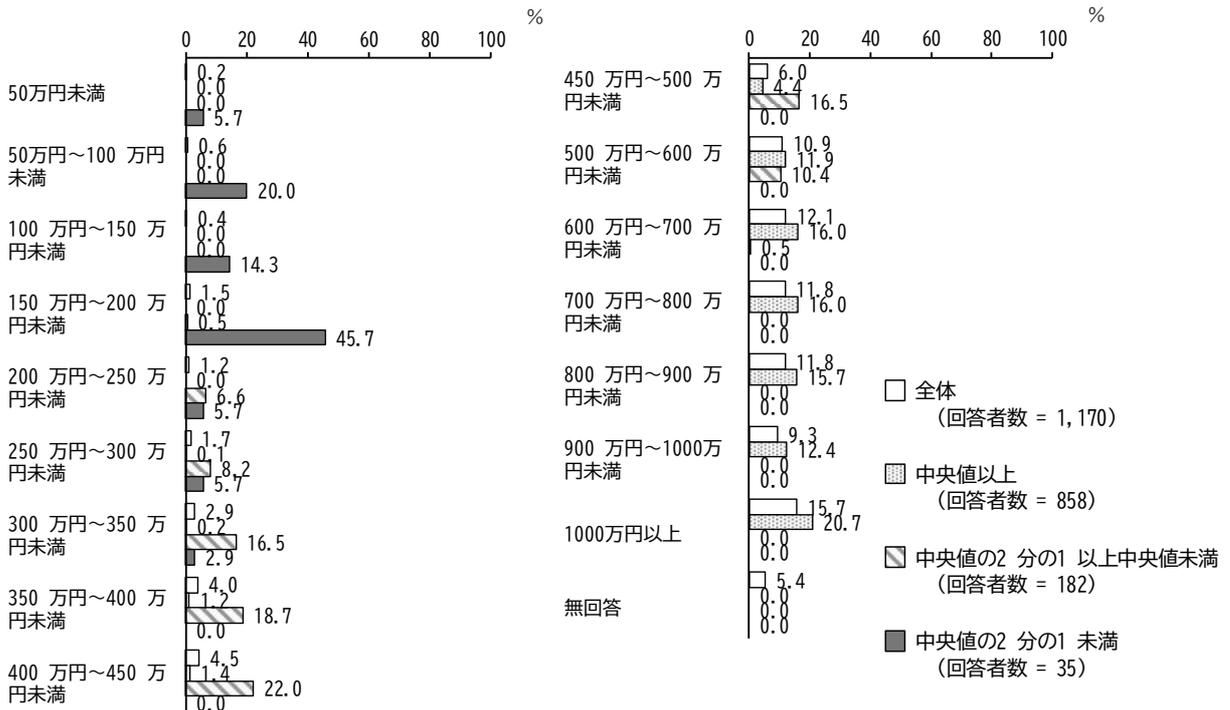
暮らしの状況についてみると、全体としてみると「ふつう」が63.3%と最も高くなっていますが、生活困窮層においては「苦しい」の割合が一番多く48.6%と全体平均の17.0%よりも31.6ポイント高くなっています。

年収については、全体では「1,000万円以上」が最も高く占めておりますが、全体の生活困窮層(約3%の世帯)においては「150万円～200万円未満」が最も高くなっています。

Q 現在の暮らしの状況をどのように感じているか(保護者、問21)



Q 世帯全体のおおよその年間収入(税込)(保護者、問22)

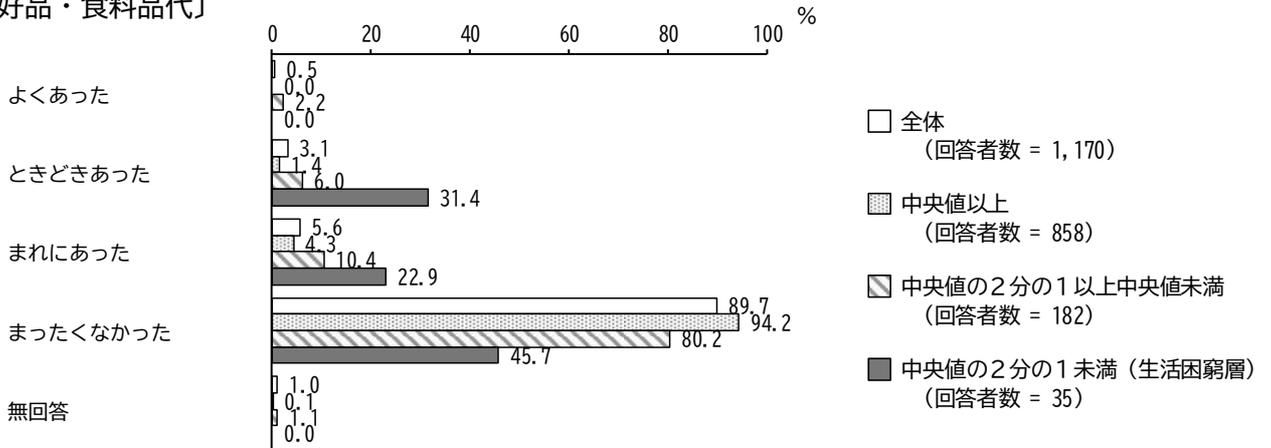


食料品代・衣類代が支払えなかったことがあったかについて、ほとんどが「まったくなかった」と回答していますが、生活困窮層では、支払えないことが「ときどきあった」「まれにあった」が他の層より高くなっています。

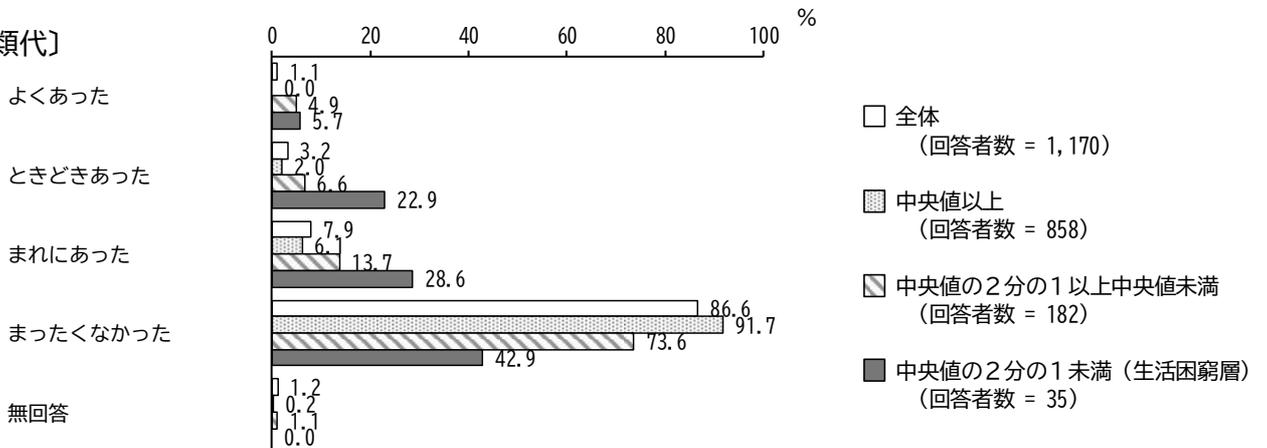
また、各種公共料金が支払えないことがあったかについて、生活困窮層では、「電気料金」が14.3%「ガス料金」と「水道料金」が8.6%の方が払えなかったことがあったという状況がみられています。

Q 過去1年の間に、お金が足りなくて、購入や支払いができなかったことがあったか
(保護者、問23、問24、問25)

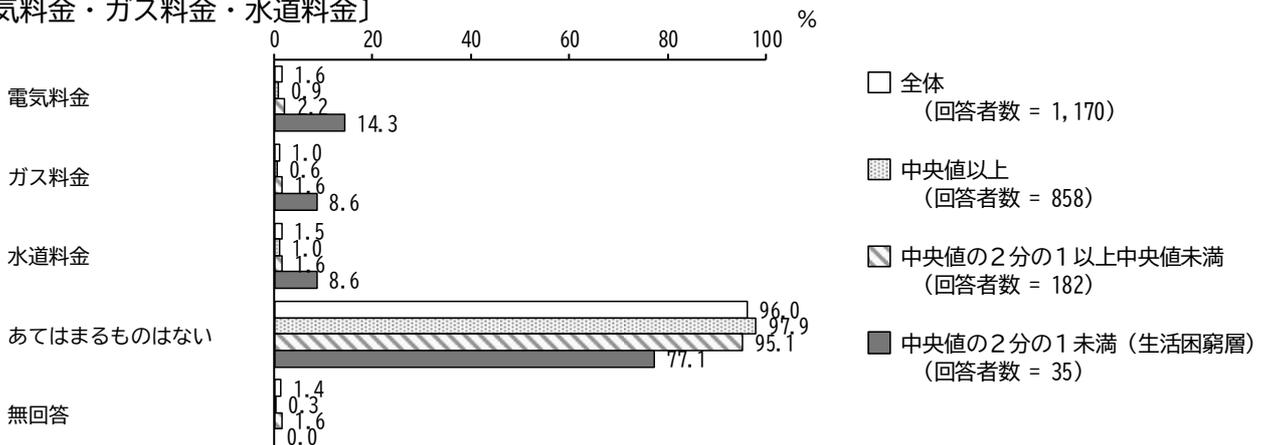
〔嗜好品・食料品代〕



〔衣類代〕

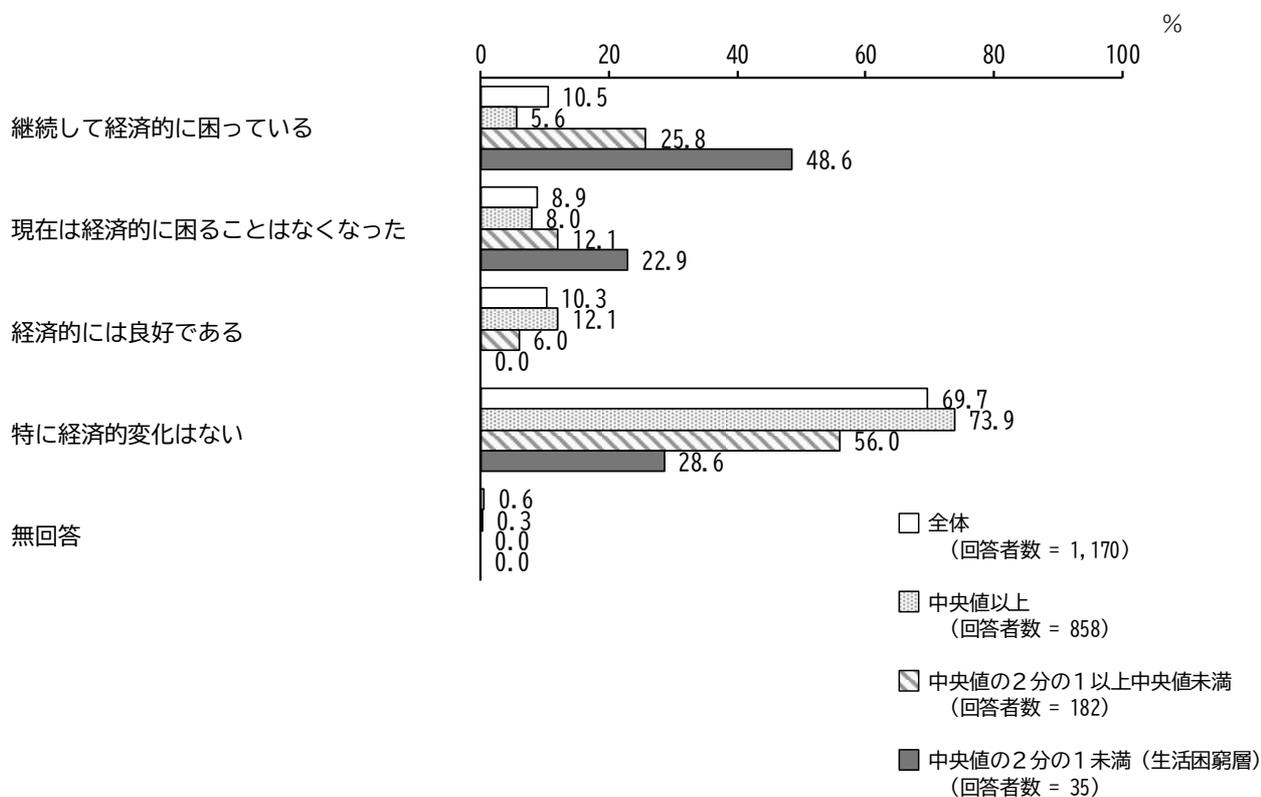


〔電気料金・ガス料金・水道料金〕



東日本大震災後から現在までの家庭の経済状況の変化について、生活困窮層ほど「継続して経済的に困っている」の割合が高くなる傾向がみられます。

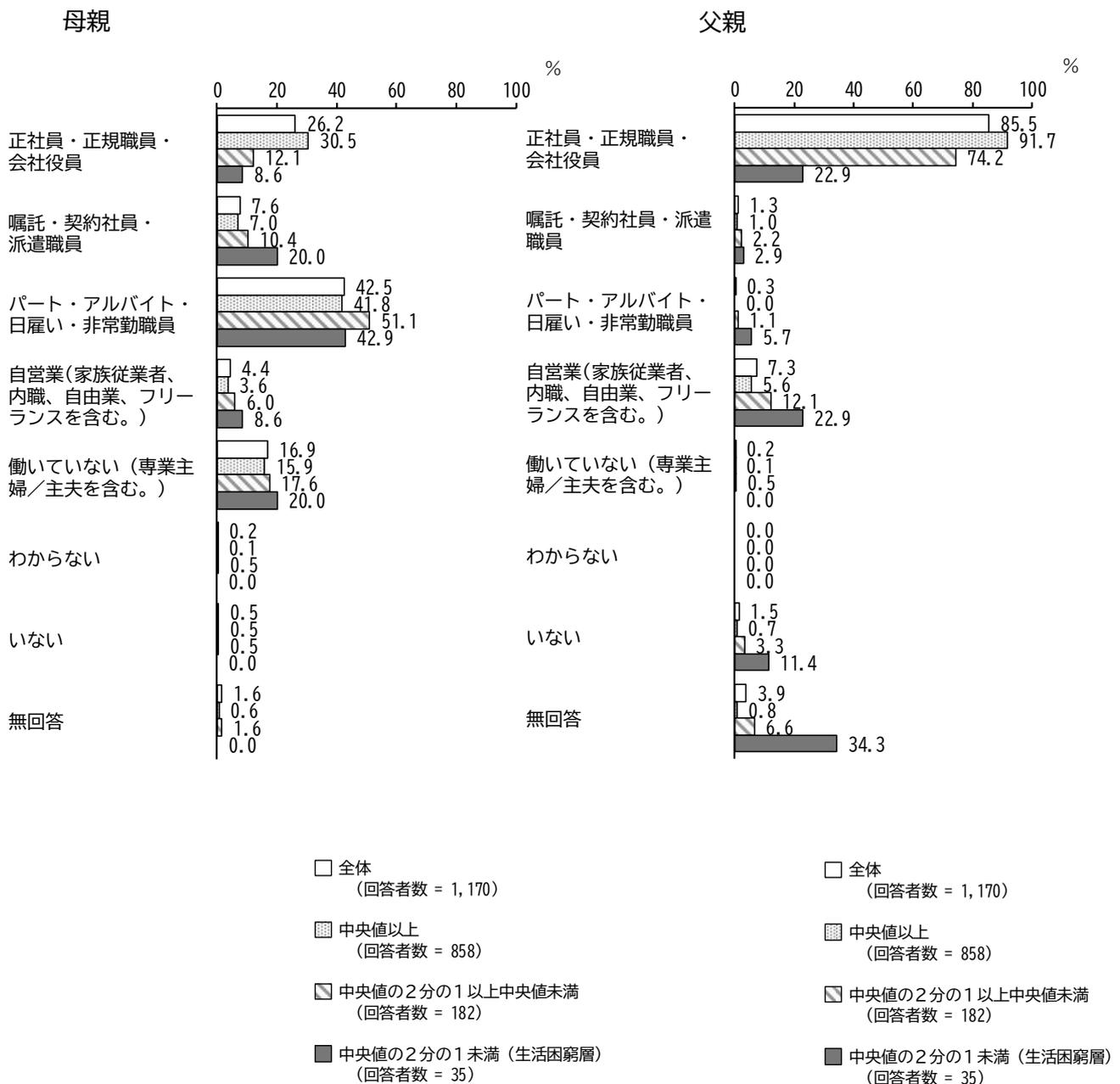
Q 東日本大震災後から現在の家庭の経済状況の変化（保護者、問6）



③ 職業生活の安定と向上に資する就労の支援

親の就労状況について、母親・父親ともに生活困窮層では「正社員・正規職員・会社役員」の割合が、全体に比べて著しく低くなっています（母親の全体平均26.2%に対して生活困窮層の母親では8.6%、父親の全体平均85.5%に対して生活困窮層の父親では22.9%）。

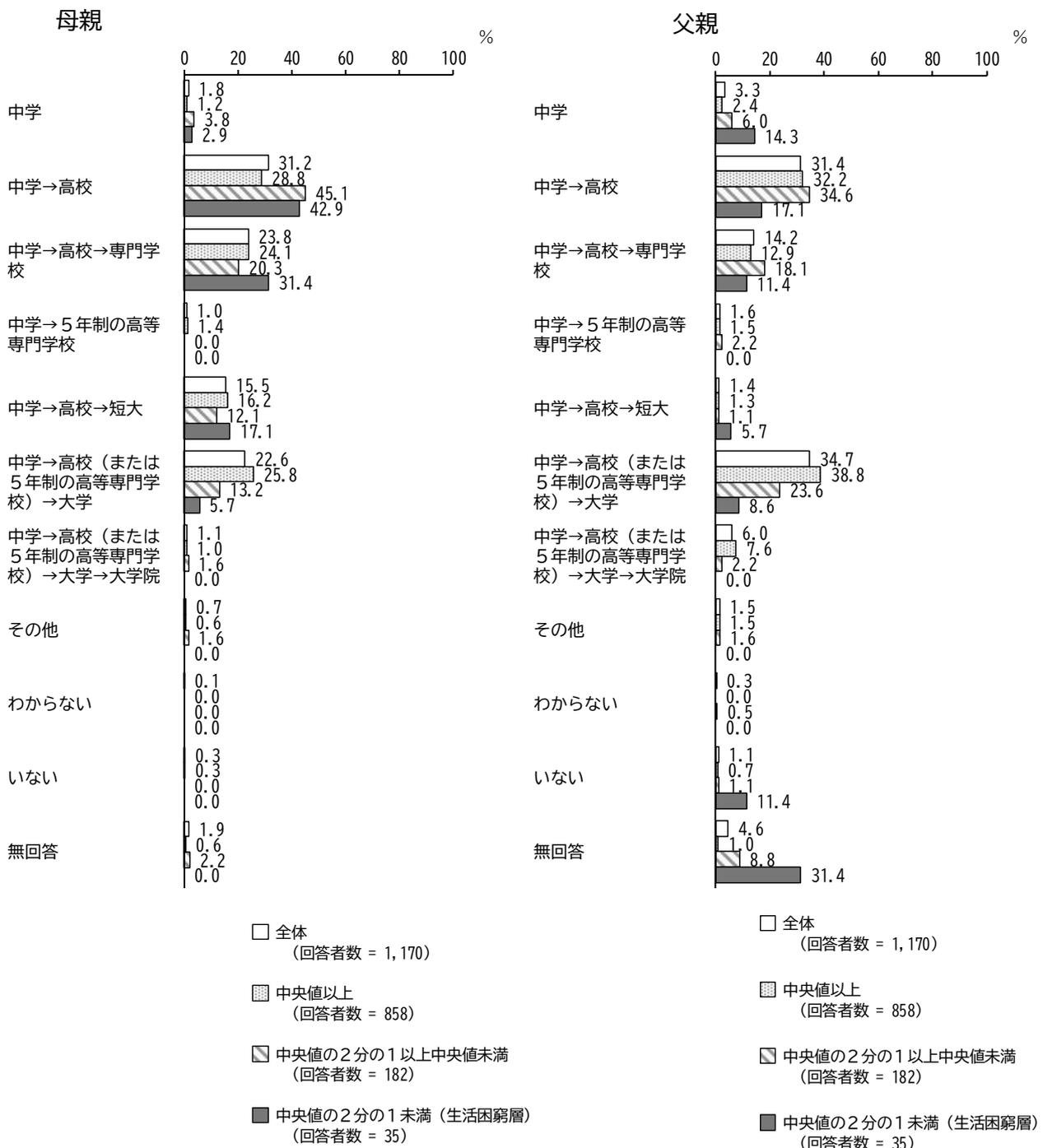
Q お子さんの親の就労状況（保護者、問 12）



親が卒業・修了した学校について、母親の場合は、全体でも高校卒業が多く占めており、生活困窮層ほど大学・短大等には進学していない割合が高くなっています。父親の場合は、全体では大学卒業が一番占めている割合が高いですが、生活困窮層ほど高校以降には進学していない割合が高くなっています（父親の全体平均3.3%に対して生活困窮層の父親では14.3%）。

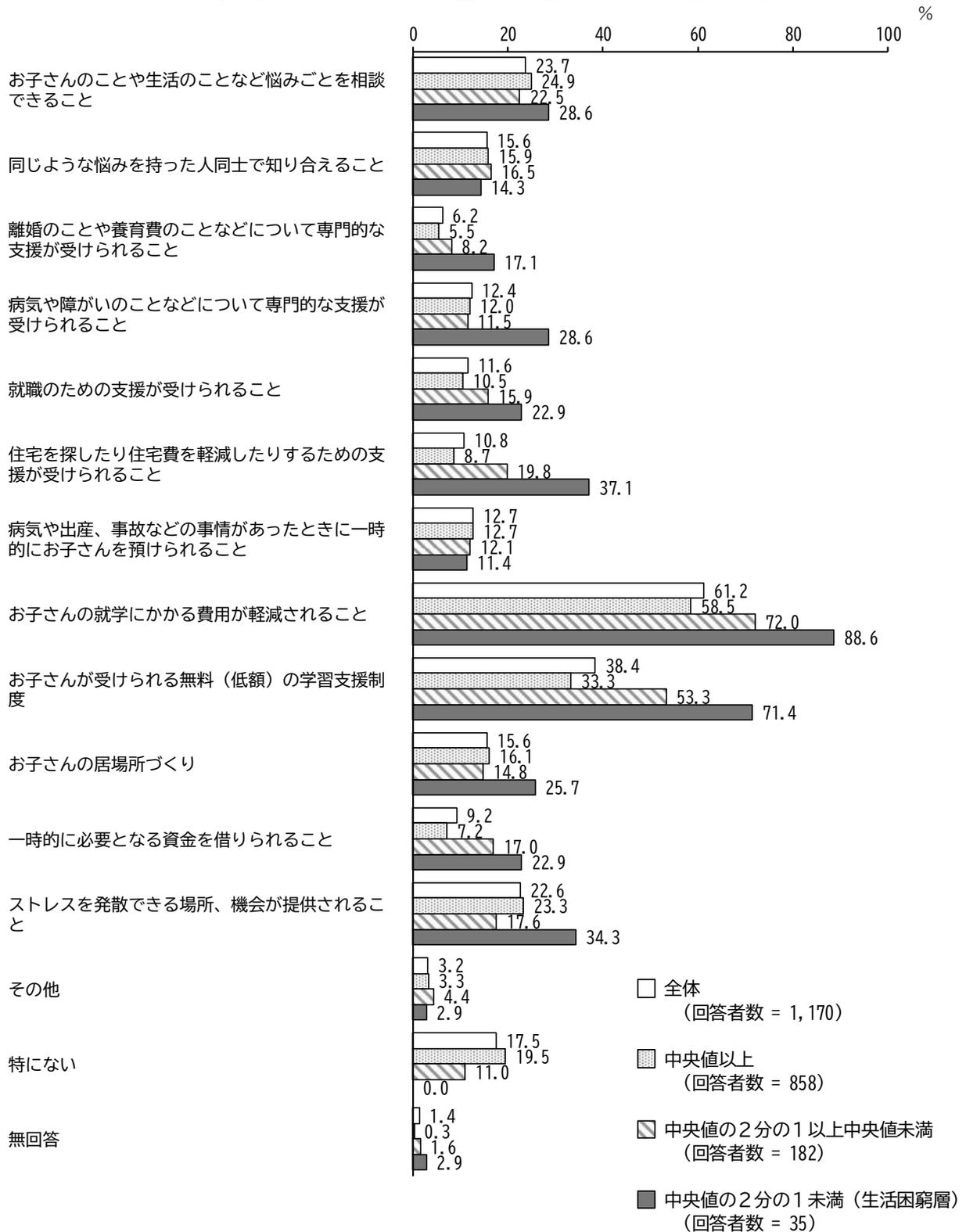
就学経験は、就労機会の確保のための重要な要素のひとつです。また、子どもの就学に対する考えにも影響していることがうかがわれます。

Q お子さんの親が卒業・修了した学校（保護者、問 11）



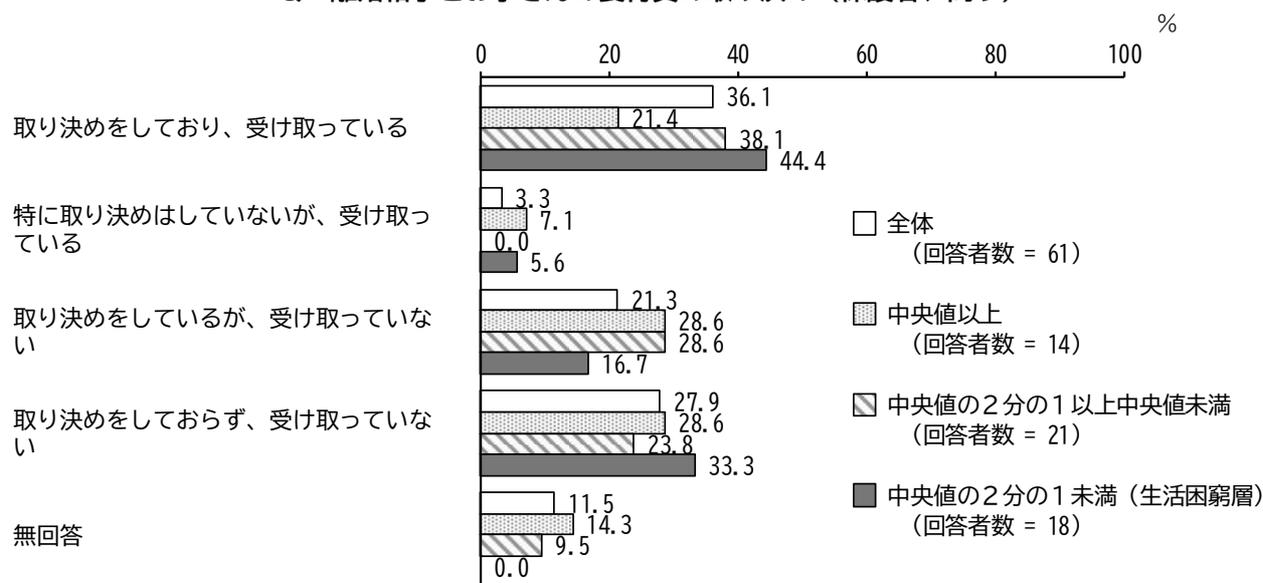
現在必要としていることで重要だと思う支援等について、「就職のための支援が受けられること」については全体平均11.6%に対して、生活困窮層では22.9%となっており、所得が低い方において就労支援の需要は存在していることがわかります。今後も、就労支援の充実と周知に取り組んでいく必要があります。

Q 現在必要としていることで重要だと思う支援等（保護者、問 33）



離婚されている方の養育費に関する取り決めについて、「取り決めをしておらず受け取っていない」の割合は、全体平均が27.9%に対して生活困窮層では33.3%とわずかに高くなっています。就労活動や安定した職業生活を維持するためには一定の生活資金が必要不可欠であり、養育費の受取が適正に実施されるよう周知・啓発を行っていく必要があります。

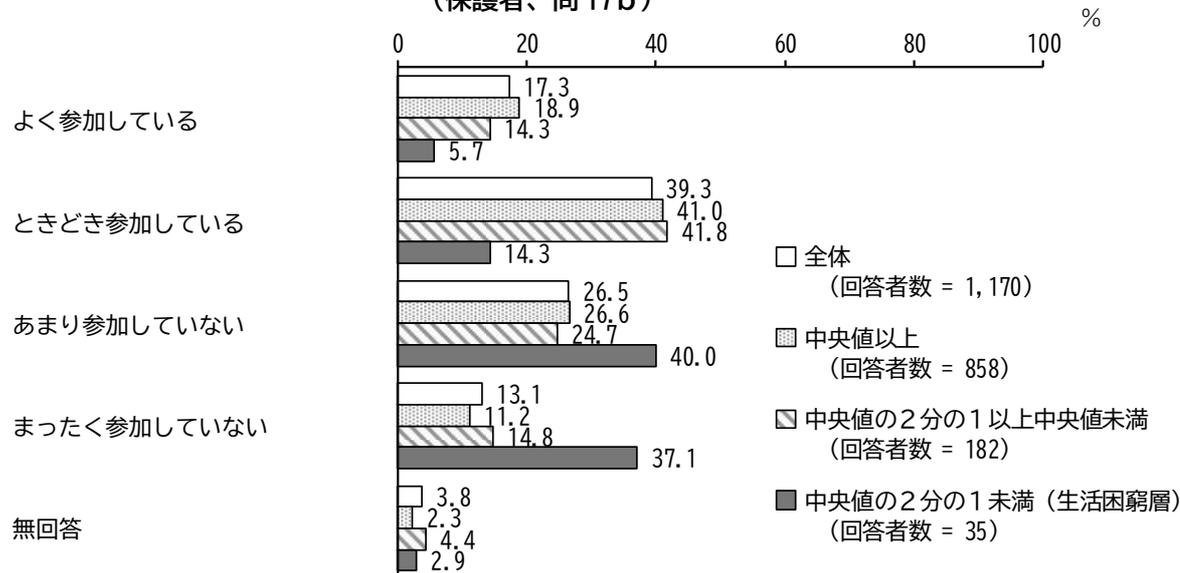
Q 離婚相手とお子さんの養育費の取り決め（保護者、問9）



④ こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化

P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加に「まったく参加していない」の割合について、全体平均の13.1%に対して生活困窮層は37.1%と大きな差が見られます。

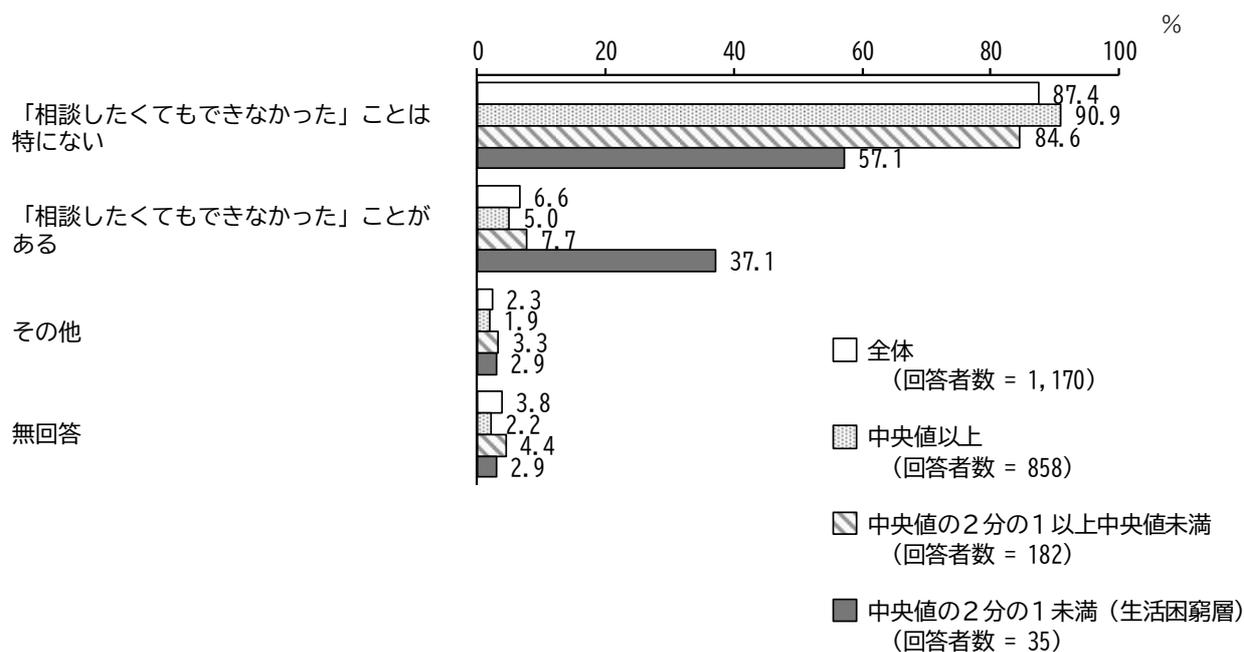
Q P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加の状況（保護者、問17b）



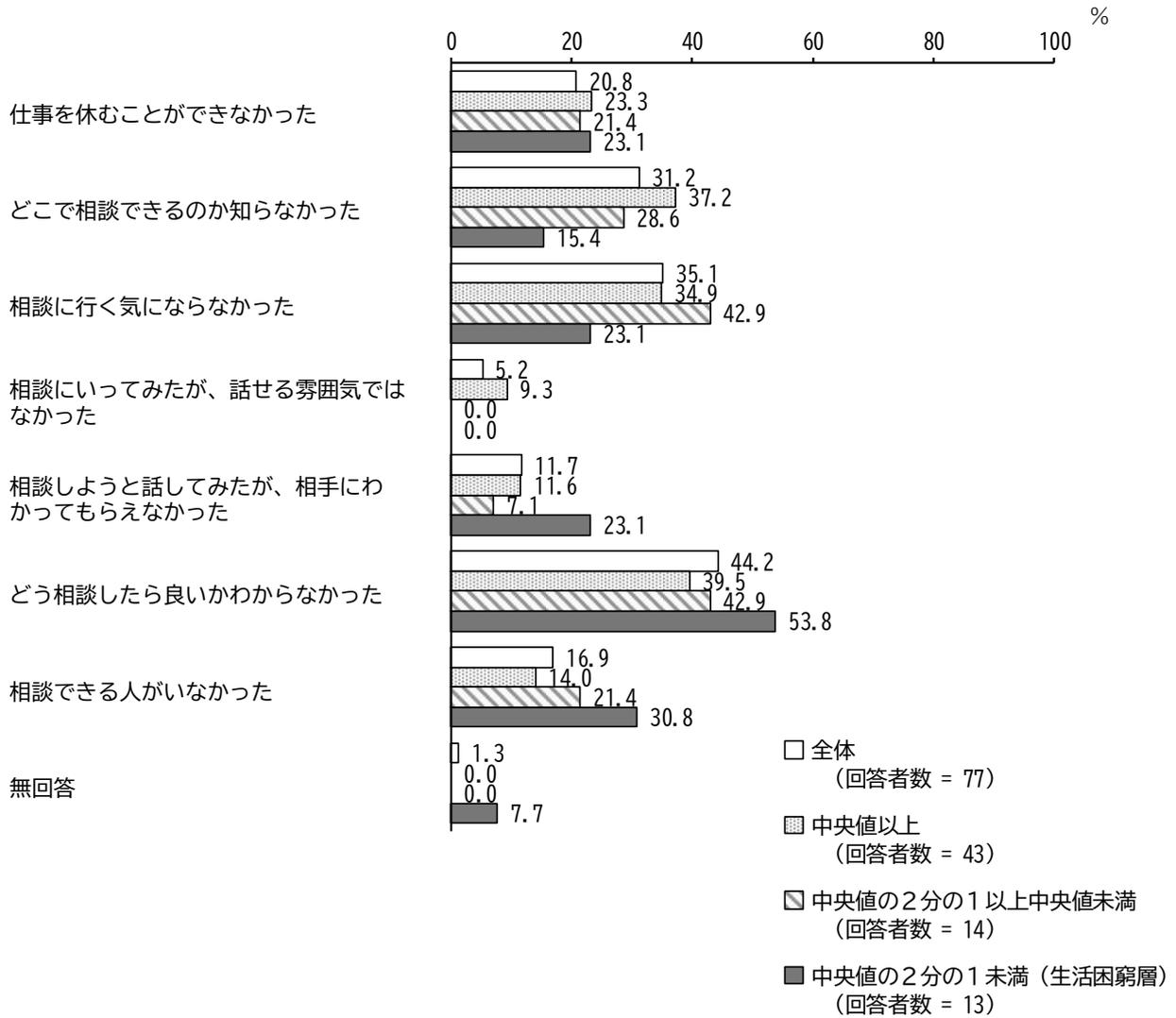
行政や専門支援の窓口暮らしのことで困ったことがあったときに、全体的にはほとんどの世帯が「相談したくてもできなかったことは特になかった」と回答しています。しかし、生活困窮層の世帯では「相談したくてもできなかったことがある」と回答した割合は37.1%でした（全体平均6.6%）。その理由としては、「相談しようと話してみたが、相手にわかってもらえなかった」（生活困窮層で23.1%）、「どう相談したら良いかわからなかった」（生活困窮層で53.8%）、「相談できる人がいなかった」（生活困窮層で30.8%）などの割合が高くなっています。

また、重要な事柄の相談およびいざという時のお金の援助を行うことができる人がいるかについて、「いない」と回答した生活困窮層は全体平均よりも低くなっています。

Q 暮らしのことで困ったことがあったときに「相談したくてもできなかった」こと
（保護者、問30）

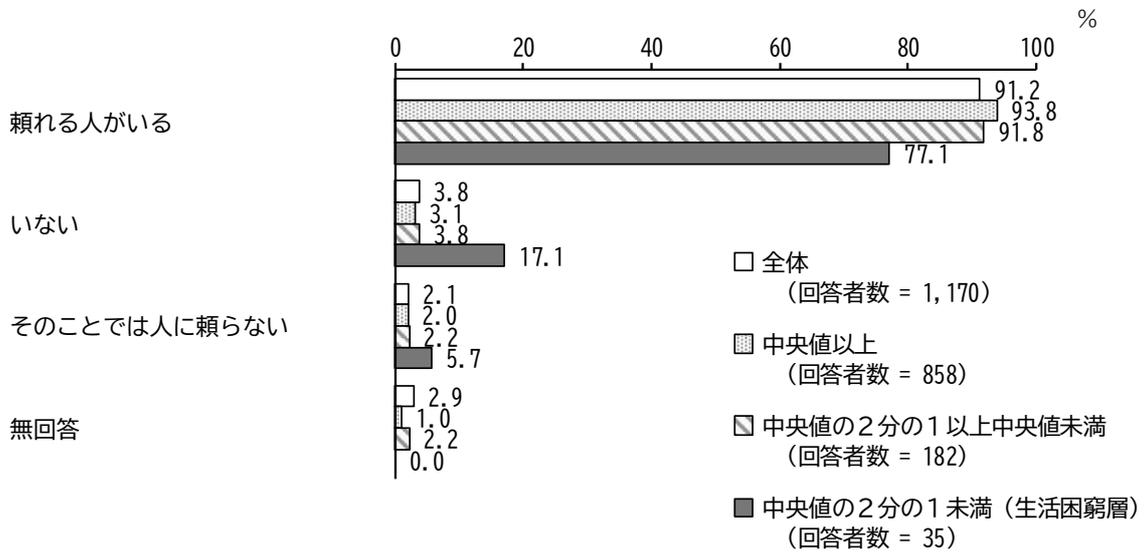


Q 「相談したくてもできなかった」ことがある場合の理由（保護者、問31）

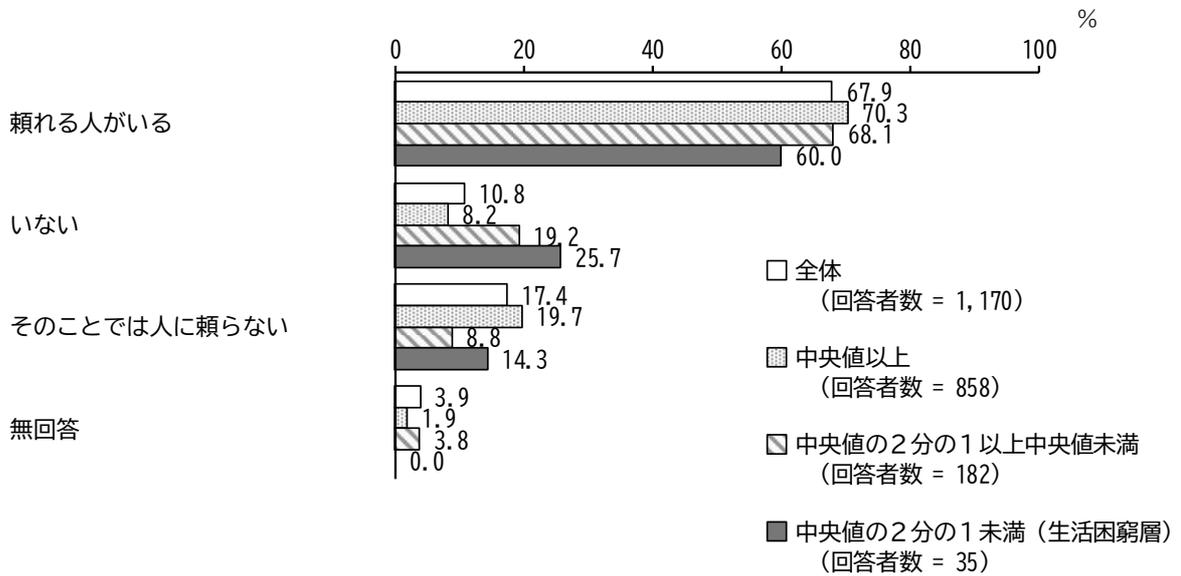


Q 頼れる人の有無（保護者、問 20b、問 20c）

重要な事柄の相談



いざという時のお金の援助



⑤ ヤングケアラーについて

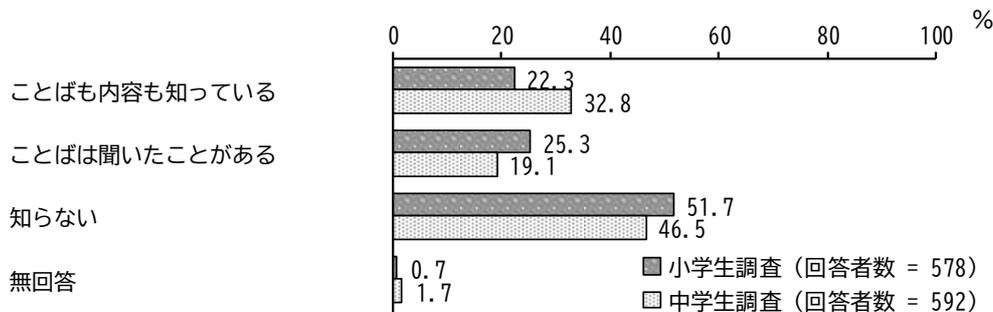
「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、「知っている・聞いたことがある」と回答しているのは、小学生は47.6%・中学生は51.9%とともに約5割を占めております。

また、中学生では、小学生に比べ「内容も知っている」と回答している割合が多くなっています。

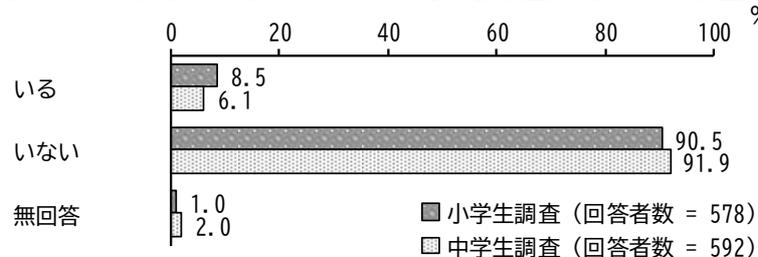
家族の中で世話している人がいるかについて、「いる」の割合は小学生では8.5%、中学生では6.1%となっています。

家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答した人の、お世話している人については、小学生・中学生ともに「きょうだい」の割合が最も高く、次いで「母親」の割合が高くなっています。

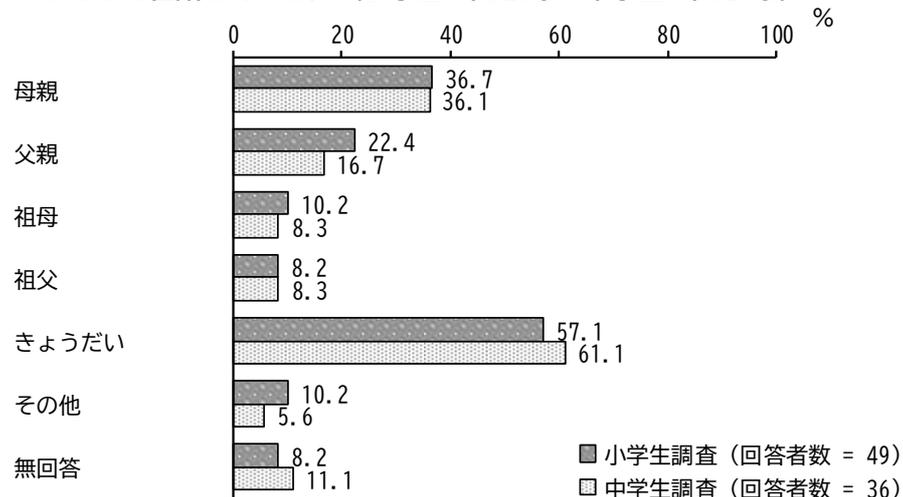
Q あなたは「ヤングケアラー」ということばを知っていますか。(小学生、問 24 中学生、問 24)



Q 家族の中にあなたがお世話している人はいますか。(小学生、問 25 中学生、問 25)



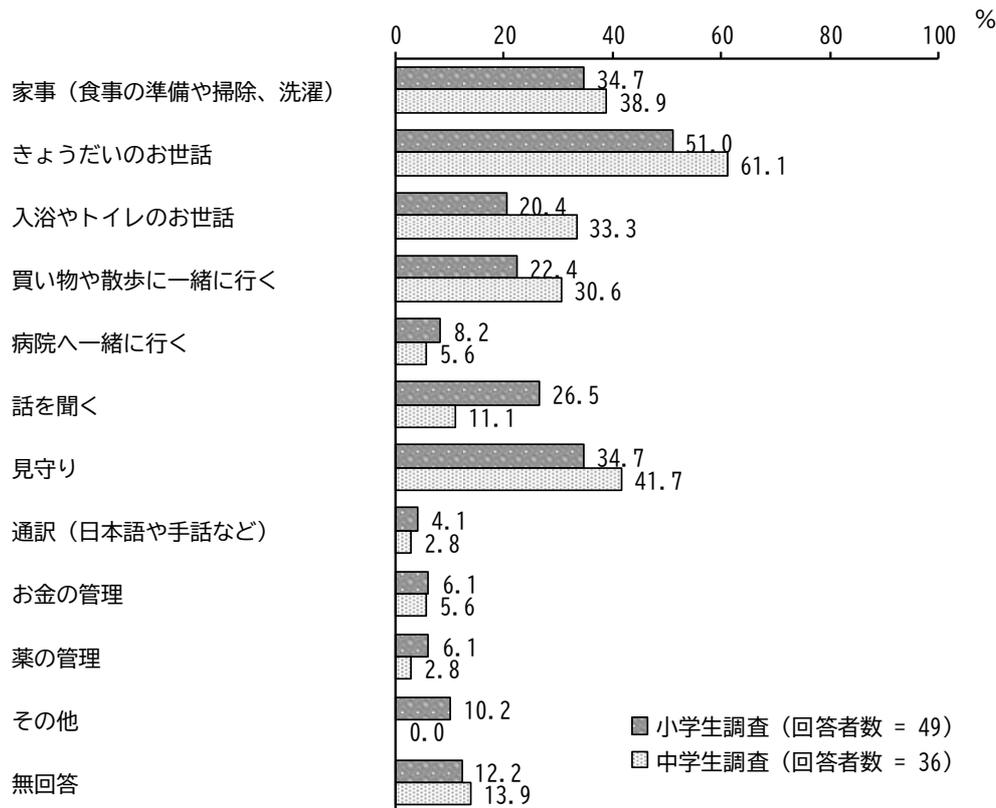
Q あなたがお世話している人 (小学生、問 26① 中学生、問 26①)



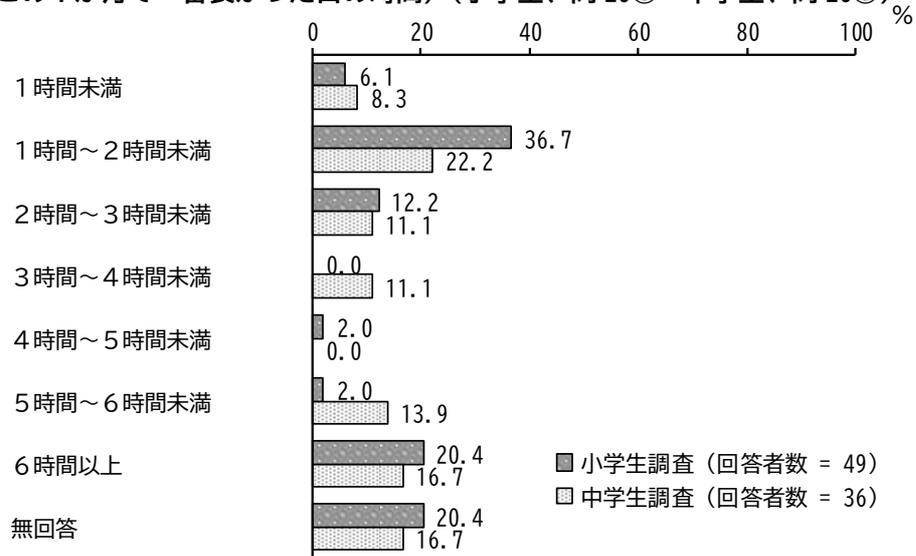
お世話の内容については、小学生・中学生ともに「きょうだいのお世話」の割合が最も高く、次いで「見守り」、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」と続いています。

お世話の時間は、小学生・中学生ともにこの1か月で一番お世話をした時間は、「1時間～2時間未満」の割合が最も高くなっています。また、「6時間以上」と回答した小学生は20.4%・中学生では16.7%となっています。

Q あなたはどのようなお世話をしていますか。(小学生、問26② 中学生、問26②)



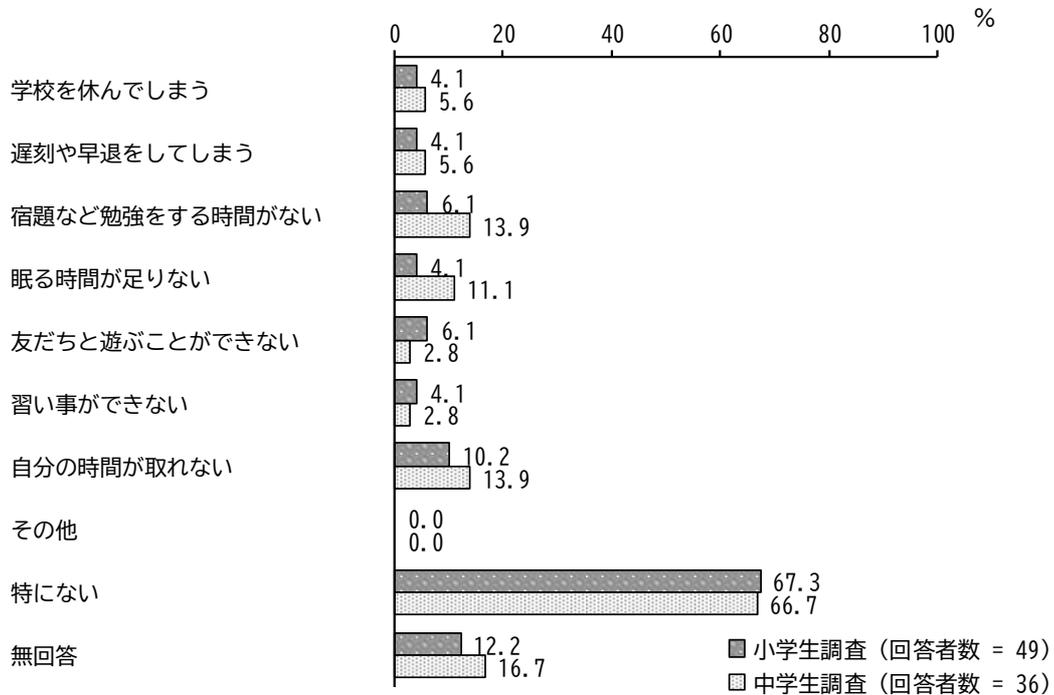
Q あなたは平日何時間くらいお世話をしていますか。
 (この1か月で一番長かった日の時間) (小学生、問 26⑥ 中学生、問 26⑥)



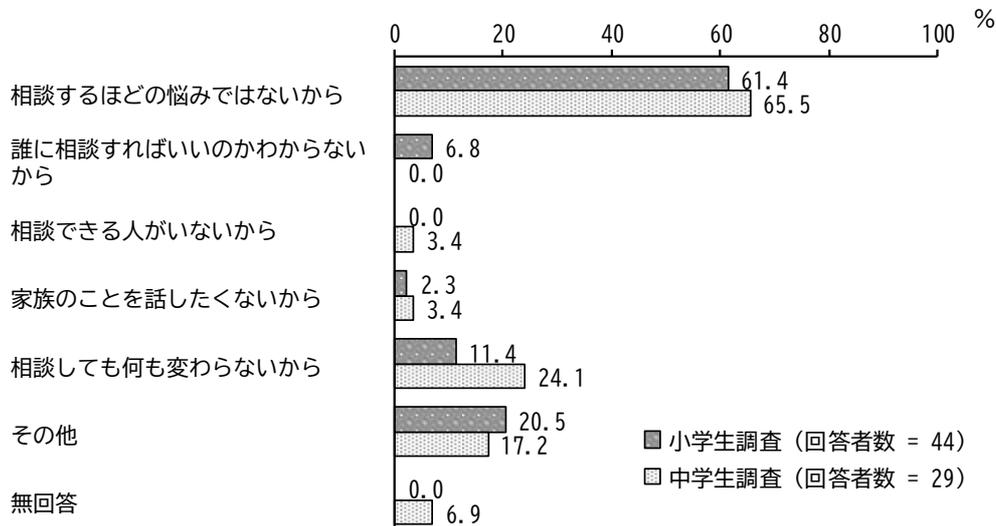
お世話をしていることによる影響をみると、小学生・中学生ともに「宿題など勉強をする時間がない」といった影響を受けていることがわかります。また、中学生では、「自分の時間が取れない」、「眠る時間が足りない」といった影響も受けています。

お世話をしている家族が「いる」と回答した人のうち、お世話している家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことが「ない」人は、小学生で約9割、中学生で約8割に上っています。相談していない理由は、「相談するほどの悩みではないから」が小学生・中学生ともに6割以上となっていますが、中学生では「相談しても何も変わらないから」の割合が2割となっています。

Q お世話をしていることで、経験をしたこと（小学生、問 27 中学生、問 27）



Q 相談していない理由（小学生、問 30 中学生、問 30）



【子どもの生活実態調査の総括について】

① こどもを取り巻く家庭の経済状況による集計結果の特徴

今回市内小学校・中学校に調査の配布及び回収のご協力をいただき、90%以上と高い回収率になり、市内のこどもたちの生活の実態を把握することができました。

国で令和3年に実施した国民生活基礎調査の結果と比較しても、等価可処分所得の中央値の2分の1の値は国よりも60万円高く、こどもの貧困率の割合も本市は7.6%と国の11.5%に対し低くなっています。

しかし、本調査から算出した生活困窮層（中央値の2分の1未満（生活困窮層）層）の家庭の割合について、学校区別にみると最も低い地区と最も高い地区との差異が10ポイント以上あり、地区によってこどもを取り巻く家庭の経済状況に相違があることがわかりました。

その家庭の経済状況はさまざまな影響をもたらしており、小学生・中学生本人の回答において、日常生活では、毎日朝食を食べると回答している家庭が8割あるのに対し、生活困窮層になるにつれ、欠食がみられます。また、長期休みで過ごす場所としては、生活困窮層では自分の家で過ごすという回答の割合が高くなる傾向があります。

これらのことから、学校で過ごす時間以外に生活困窮層に限らず、すべてのこどもに対し学校で過ごす時間以外で日中にさまざまな学びや多様な体験活動を通し、こどもたちの話を聞く場、安全・安心に過ごせる地域での居場所づくりの推進が必要です。

また本市は核家族が多く、共働きの世帯も多いため、地域の身近なところに子育て相談ができる場所などの環境づくりが必要です。

さらに保護者の回答からは、職業生活に関する結果より、生活困窮層においては正規職員の割合が低い、高校以降の就学経験がない割合が高いなどの特徴がみられ、就労支援を求めている状況にあります。

こうした課題を抱える一方、社会参加や支援に関する調査結果からは、生活困窮層が容易には相談することができていない状況が伺えます。所得が低い方において就労支援の需要は依然として存在していることがわかります。引き続き、就労支援の充実と周知に取り組んでいく必要があります。

② ヤングケアラーに着眼した調査結果の主な特徴

ヤングケアラーに関する調査をみると、小学生・中学生の約半数が「ヤングケアラー」という言葉を認知しており、実際に家族のお世話をしている人が小学生で8.5%、中学生で6.1%と一定数のヤングケアラーと思われる子どもがいるということがわかります。

本市においても、家庭内でお世話をしていると回答した小学生・中学生のすべてが実際にヤングケアラーに該当するか、また、生活困窮層でそのような現状が多く該当するかは断定できないものの、調査結果からは、該当することもたちには学習時間や睡眠時間が十分にとれていない、自分の時間がとれないといった問題がみられます。

また、家族や家族へのケアについての悩みについて、8割以上が相談しておらず、そのうち半数以上が「相談するほどの悩みではない」と認識しており、本来大人が担うべきケアを子ども自身が当然のことと考えてケアを行っている可能性があります。さらに、「相談しても何も変わらないから」という理由で相談をしていない割合も高いことから、引き続き子どもに対してヤングケアラーを自分事として捉え、正しい理解を持つようまた相談してもいいことだという認識を促すなど、周知・啓発及び相談しやすい環境づくりが必要です。子ども自身が自分の状況に気づくためにも「ヤングケアラー」という概念を広く社会全体に周知・啓発す必要がある一方で、一般的に子どもが家事やきょうだいなどの家族の世話をすること自体は悪いことではないので「ヤングケアラー＝悪いこと」という誤ったメッセージにならないよう、留意していく必要があります。

実際に、ヤングケアラーなどを自覚している子どもにとっては、支援を求める方法がわからない、周囲の目を気にして適切な支援を求めないケースもあります。子どもたちの将来の選択肢を狭めることがないよう支援していく必要があります。

また、保護者や周囲の大人に対してもヤングケアラーに関する周知・啓発や相談窓口の情報提供の他、相談支援機関や学校等でヤングケアラーと思われるケースを発見した場合に、関係機関が連携し子どもとその家庭を適切な支援につなげる体制の整備も重要となります。

9 こどもの生活に関するヒアリングのまとめ

関係機関からのヒアリングは、支援者の視点から、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に実施しました。

調査対象	宮城県中央児童相談所 富谷市民生委員児童委員協議会 富谷市社会福祉協議会 富谷市自立相談支援センター 学校教育課（富谷市教育委員会） スクールカウンセラー 地域福祉課 子育て支援課 とみや子育て支援センターとみここ
調査方法	ヒアリングシートに基づき、各関係機関と個別に、対面によるモニタリングを行いました。
調査期間	ヒアリングシート配付・回収：令和5年3月8日～3月17日 モニタリング：令和5年3月23日～3月24日

(1) 保護者やこどもの状況について

- ✓ 生活に困難を抱える家庭の貧困の背景としては、収支バランスをとれない家庭や、保護者が対人関係を築くことが難しく、その結果として定職に就くことが困難となっていることが多いとの意見がありました。
- ✓ こうした家庭では、保護者がこどもと向き合って子育てをすることが難しく、こどもの不登校、友達関係や家庭内でのトラブルなどが生じることが多いとの意見がありました。
- ✓ 生活に困難を抱えるこどもの問題としては、朝食をとらない、起床就寝時間など生活リズムが乱れているといった生活習慣の問題、保護者自身も人間関係がうまく取れず家族関係が希薄になることが多いとの意見がありました。
- ✓ 生活に困難を抱えている保護者は、支援を受けることをためらう傾向があるとの意見がありました。また、支援者が不足していることから家庭状況の確認が十分できていないとする団体もありました。その他、支援の情報が十分伝わっていないことなどを問題視する声もありました。

(2) 支援上の課題、その他の意見等

- ✓ 生活に困難を抱える家庭の保護者やこどもが気軽に立ち寄れて相談ができる場、こどもたちが楽しく過ごせたり、気軽に文化やスポーツにふれあえたりする場があると良いという意見がみられました。
- ✓ 生活に困難を抱える家庭のこどもにとって相談窓口を利用することの敷居が高くなっていること、こどもに支援の情報が十分共有されていないことといった支援・対応に関する課題や、個人情報保護の観点から支援に取り組むことが難しくなっているという課題等が挙げられていました。
- ✓ 行政だけではなく、地域で関わることも必要であるという視点から、こどもの安全確保や家庭内の問題の早期発見のために、地域の見守り体制も必要であるとの意見が挙げられていました。
- ✓ 市役所の各部署が連携して、子育て支援や貧困対策を強化することが求められていました。具体的には、生活困窮世帯にも幅広く使える支援策の充実、こどもの居場所づくり支援の増加、人員増強、給付型奨学金制度の導入などが挙げられていました。

【こどもの生活に関するヒアリングの総括について】

生活困窮の背景には、保護者の家計設計や精神・体調状況、対人関係など多様な問題があると指摘されています。生活困窮家庭にあるこどもたちは、生活習慣や学習環境、保護者との関係性などのさまざまな課題がみられます。こうした課題に対して、こどもたちが安全・安心に集まれる場をつくることや、行政・関係機関・地域が連携した支援体制をつくること、支援制度の情報を積極的に発信していくことなどが有効であるとされています。

今後は、これまでの取組を引き続き実施しながら、市役所の各部署が連携し、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、生活困窮や貧困状態にあるなしにかかわらず、誰もが幅広く使える支援策の充実が必要であるといえます。

10 課題とその解決に向けた方向性

「子どもの生活に関する実態調査」や「こどもの生活に関するヒアリング」等に基づき、課題を取りまとめました。

〔総合的な課題について〕

- ✓ 本市のこどもの貧困率は、国調査と比べると低くなっています。こどもの貧困対策とした対象者を限定するのではなく、生活困窮や貧困状態にあるなしにかかわらず、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していくことが求められています。
- ✓ 比較的に仙台市に近い成田中学校区の生活困窮層の割合3.3%に比べて富谷中学校区は14.2%、日吉台中学校区は10.2%と相対的貧困世帯が3倍以上と地区の差がみられています。一方で、相対的貧困世帯が低い成田中学校区にはNPO法人や地域の方で運営している「こども食堂」や「こどもの居場所づくり」はあるが、成田地区以外には「こども食堂」などはないのが現状です。地区の状況に応じ、こども食堂の他、こどもが安全・安心に過ごせて学習支援や多様な体験ができるこどもの居場所を確保していくことが必要です。
- ✓ 本調査において、就学にかかる費用が軽減される支援を求めています。将来の貧困を予防する視点からも、教育費負担軽減など、こどもの現在及び未来を見据えた対策を実施していくことが必要です。
- ✓ 生活困窮層において、各種支援制度の利用方法等の認知度が低いことがわかりました。「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、こどもの貧困対策とした対象者を限定するのではなく、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していき、支援制度の情報を積極的に発信し誰もが使える支援策の充実が必要です。
- ✓ 本調査においてヤングケアラーが一定数いることが確認されました。相談場所の周知や制度の情報提供などを積極的に行い、ヤングケアラーの正しい理解を周知し、早期発見しやすい環境づくり及び関係機関が連携しこどもとその家族に適切な支援につながる体制をつくる必要があります。

上記、課題を受け、国や宮城県の方針と整合を図りながら、本計画の柱となる方向性を以下のページのとおり導き出しました。

■ 国や宮城県の方針からみる各種調査結果から導き出された課題と方向性

国の方針	宮城県子どもの貧困対策計画 (令和3年度～令和7年度)	各種調査結果から導き出された 課題と方向性
<p>◎子どもの貧困対策の推進に関する法律（R1.9 施行）改正 ・こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること</p> <p>◎子どもの貧困対策に関する大綱の改定（R1.11 閣議決定） 基本方針の絞り込み ①親の妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目のない支援 ②支援が届かない又は届きにくいこども・家庭への配慮 ③地方公共団体による取組の充実</p> <p>重点施策 ●教育の支援：学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制 ●生活の安定に資する支援：切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援、生活困窮家庭の親の自立支援 ●職業生活の安定と向上に資する就労の支援：ひとり親への就労支援 ●経済的支援：養育費の確保の推進 こどもの貧困に関する指標の見直し ●ひとり親家庭の正規雇用割合、食料・衣服が買えない経験等を追加</p> <p>◎こども大綱の策定（R5.12） ・乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障 ・安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、さまざまな学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得る ・自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。 ・困難な状況にあるこども・若者や家庭の特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。</p>	<p>1 教育の支援 (1)幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 (2)学校を窓口とした総合的な対応 (3)高等学校等における修学継続のための支援 (4)大学等進学に対する教育機会の提供 (5)特に配慮を要する子どもへの支援 (6)教育費負担の軽減 (7)地域における学習支援等 (8)東日本大震災被災児童等への支援 (9)その他の教育支援</p> <p>2 生活の安定に資するための支援 (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 (2)保護者の生活支援 (3)子どもの生活支援 (4)子どもの就労支援 (5)住宅に関する支援 (6)児童養護施設退所者等に関する支援 (7)支援体制の強化 (8)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援</p> <p>3 保護者に対する就労の支援 (1)職業生活の安定と向上のための支援 (2)ひとり親に対する就労支援 (3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</p> <p>4 経済的支援</p> <p>世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施</p>	<p>・ 就学にかかる費用が軽減される支援を求めています。将来の貧困を予防する視点からも、教育費負担軽減など、こどもの現在及び未来を見据えた対策を実施していく必要があります。 ⇒方向性1 教育の支援</p> <p>・ 対象者を限定したこどもの貧困対策とするのではなく、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援していくことが求められています。 ・ 地区の状況に応じ、こどもの居場所を確保していく必要があります。 ⇒方向性2 切れ目のない生活の安定に資する支援【重点目標】</p> <p>・ 保護者が子育てと就業を両立し、生活の安定が図られるように、就業に関する相談や資格取得・職業訓練などの情報提供を行う必要があります。相談者のこどもの成長に合わせた職業生活を支援していく必要があります。 ⇒方向性3 職業生活の安定と向上に資する就労の支援</p> <p>「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、本市で行っている支援制度の情報を積極的に発信し、誰もが幅広く使える支援策の充実が必要です。 ⇒方向性4 こども・家庭に支援がにつながる連携支援体制の強化</p>